

令和 7 年第 5 回久万高原町議会定例会

令和 7 年 9 月 9 日

○議事日程

令和 7 年 9 月 9 日午前 9 時 3 9 分開議

- | | |
|--------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | 行政報告 |
| 日程第 5 | 議案第 6 1 号 令和 7 年度久万高原町一般会計補正予算（専決第 2 号）の
専決処分について |
| 日程第 6 | 議案第 6 2 号 令和 7 年度久万高原町一般会計補正予算（専決第 3 号）の
専決処分について |
| 日程第 7 | 議案第 6 3 号 久万高原町議会議員及び久万高原町長の選挙における選挙
運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定
について |
| 日程第 8 | 議案第 6 4 号 令和 6 年度久万高原町一般会計及び特別会計歳入歳出決算
の認定について |
| 日程第 9 | 議案第 6 5 号 令和 6 年度久万高原町立病院事業会計決算の認定について |
| 日程第 10 | 議案第 6 6 号 令和 6 年度久万高原町立老人保健施設事業会計決算の認定
について |
| 日程第 11 | 議案第 6 7 号 令和 6 年度久万高原町簡易水道事業会計決算の認定につい
て |
| 日程第 12 | 議案第 6 8 号 令和 6 年度久万高原町下水道事業会計決算の認定について |
| 日程第 13 | 議案第 6 9 号 令和 7 年度久万高原町一般会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 14 | 議案第 7 0 号 令和 7 年度久万高原町介護保険事業特別会計補正予算
（第 2 号） |
| 日程第 15 | 議案第 7 1 号 久万高原町固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第 16 | 議案第 7 2 号 久万高原町固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第 17 | 議案第 7 3 号 久万高原町固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第 18 | 議案第 7 4 号 久万高原町固定資産評価審査委員会委員の選任について |

- 日程第19 議案第75号 久万高原町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第20 議案第76号 久万高原町教育委員会委員の任命について
- 日程第21 報告第6号 令和6年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
- 日程第22 報告第7号 令和6年度決算に基づく資金不足比率の報告について
- 日程第23 報告第8号 令和6年度久万高原町の教育に関する事務の点検評価報告
について
- 日程第24 報告第9号 公益社団法人久万高原農業公社の経営状況報告書について
- 日程第25 報告第10号 株式会社林業商社天空の森の経営状況報告書について
- 日程第26 報告第11号 株式会社いぶきの経営状況報告書について
- 日程第27 報告第12号 株式会社みかわの経営状況報告書について
- 日程第28 報告第13号 一般財団法人柳谷産業開発公社の経営状況報告書について
- 日程第29 報告第14号 株式会社さんさん久万高原の経営状況報告書について
- 日程第30 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○出席議員（11名）

1番	高橋末廣	2番	岡部史夫
3番	阪本雅彦	4番	高橋誠
5番	光田優	6番	森博
7番	玉井春鬼	8番	大野良子
9番	瀧野志	10番	大原貴明
11番	熊代祐己		

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

副町長	佐藤理昭	教育長	住野秀志
総務課長	西村哲也	住民課長	菅和幸

保 健 福 祉 課 長	中 川 茂 俊	建 設 課 長	山 内 賢 彦
林 業 戦 略 課 長	小 野 哲 也	まちづくり戦略課長	高 木 勉
農 業 戦 略 課 長	西 森 建 次	会 計 管 理 者	岡 真智子
病院事業等統括事務長	沖 中 敬 史	教育委員会事務局長	大 西 洋 三
消 防 本 部 消 防 長	大 野 秋 義	代 表 監 査 委 員	菅 洋 志

○議会事務局

事 務 局 長 渡 部 定 明

事務局 (朝 礼)

議長 皆さん、おはようございます。開会前に一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、町長が不慮の事故で入院しているため欠席となります。町長が不在ということで、町長代行を佐藤副町長が務めます。議事進行が停滞する場合がありますかも知れませんが、御協力をよろしくお願いいたします。

本定例会におきましては、町政運営に関する重要案件を審議することとなっております。町民の負託に応えるために、十分な審議と建設的な意見交換を重ねていきたいと思っております。

また、健全で信頼される議会運営を行うためには、議員相互の尊重が不可欠でございます。議会内におけるハラスメントの防止を徹底し、誰もが安心して発言できる環境を守りながら、活発な議論を進めてまいりましょう。

それではどうぞよろしくお願いいたします。

議長 本日の出席議員は 11 名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和 7 年第 5 回久万高原町議会議定例会を開会します。 (午前 9 時 39 分)

これより本日の会議を開きます。

(佐藤副町長を指名)

副町長 おはようございます。

冒頭、私のほうから 1 点、おわびを申し上げたいと思います。

今回、一般会計補正予算 (第 3 号) につきまして、美川クリニック診療所業務補償費負担金 1,480 万円を、当初計上をいたしてございましたけれども、内容等に確認する必要が生じました。誠に申し訳ありませんが、この 1,480 万円を取り下げて、今議会に上程をさせていただきました。

急遽の変更で、大変申し訳ございませんでした。

議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

- 議 長 日程第１、「会議録署名議員の指名」を行います。
- 本定例会の会議録署名議員は、会議規則第１２６条の規定により、５番光田優議員、６番森 博議員を指名します。
- 議 長 日程第２、「会期の決定」を議題とします。
- お諮りします。
- 本定例会の会期は、本日から９月２６日までの１８日間にしたいと思います
が、御異議ございませんか。
- (異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認めます。
- したがって、会期は本日から９月２６日までの１８日間に決定しました。
- 議 長 日程第３、「諸般の報告」を行います。
- 地方自治法第１２１条第１項の規定により、町長以下関係者の出席を求めています
ますが、町長は入院のため欠席の報告がありました。副町長をはじめ、関係者が出席しておりますので、御了承願います。
- また、阪本雅彦議員が、８月１日、香川県観音寺市で開催された令和７年度
四国土砂防災ネットワーク議員連盟役員会総会に参加した旨、報告がありました。
- また、８月８日には、松山市内のホテルで開催された県町村議会議長会主催
の研修会に議員を派遣し、研修を行いました。
- また、８月２８日には、全国町村議会議長会の主催で開催された町村議会広
報研修会に、議会会報特別委員会の委員が参加し、研修したとの報告が、委員
長からありました。
- これで諸般の報告を終わります。
- 議 長 日程第４、「行政報告」を行います。

副町長より行政報告の申出がありましたので、行政報告と併せて招集の挨拶を求めます。

(佐藤副町長を指名)

副町長

おはようございます。本日ここに第5回の久万高原町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、御多忙の中、全員の御出席をいただき、厚くお礼申し上げます。

冒頭、議長の御挨拶にもございましたが、河野町長ですけれども、さきの第13回石鎚山ヒルクライムにおいて、eバイクで出走中、転倒し、けがのため、現在入院治療中でございます。

誠に申し訳ございませんが、本会議出席ができませんので、私のほうが代行でさせていただきます。

どうか御理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。

また、町民の皆様や議員各位、関係機関の皆様には、大変御心配や御迷惑をおかけしておりますこと、心から申し訳なく思っております。

さて、今年の夏も大変な猛暑でございました。ここ数年、日本各地で40度近くの気温上昇が当たり前となっており、人間ばかりでなく、世の中のあらゆるものへの暑さ対策が必要となってきております。

暦の上では秋ということでございますけれども、これからは本格的な久万高原の爽やかな実りの季節に変わっていくものと、そう思っております。

それでは、最近の本町の行政の動きについて、概要を報告いたします。

初めに、「トマト・ピーマン京阪神地区市場関係者への産地要望、販売促進会議」について、報告をいたします。

7月3日に、トマト部会・ピーマン部会の各委員の皆様並びにJA松山市の皆様とともに、京阪神地区の市場関係者への産地要望、販売促進会議に、今年も町長が出席をいたしました。席上、市場関係者の皆様からは、久万高原町産は品質が良いので、入荷を待っています。消費者からの引き合いも強い、とのうれしい言葉もいただいたということでございます。

今年度は、トマトの販売単価は上がり傾向で、生産量も増加傾向にあると聞

いております。

ピーマンにおきましては、販売価格も良好で、最近、少し下がり気味ということではございますが、依然として高い状態にあるとの情報を得てございます。今後においても市場の状況にしっかり注視してまいりたいと考えております。

次に、ミュージアムの展示事業について、御報告をいたします。

7月19日から面河山岳博物館を会場に、特別展「絶滅危惧」を開催しており、ツキノワグマやニホンカワウソなど、愛媛の絶滅危惧種25種について、貴重な標本などで詳しく解説をしております。会期は11月24日までとなっております。

また、町立久万美術館では、企画展 菅亮平「The Long Wait」が、9月13日から12月7日の会期で開催されます。

今回取り上げるアーティストの菅氏は、西条市出身でございます。祖父は、旧久万高原町の地方自治にも尽力された方でございます。

菅氏は、幼少期には多くの時間を、本町の自然の中で過ごした経験をお持ちで、今回の企画展では、久万高原の森、特に松をテーマに、立体や映像作品を展示いたします。ぜひ足をお運びいただければと思います。

次に、町内納涼まつりについて、御報告をいたします。

8月2日、久万納涼まつりを開催いたしました。今年は、実行委員の皆様に変な御努力をいただき、6年ぶりに御用木かき比べレースが復活をいたしました。

本命かき比べレースには、町内外から7チームの参加があり、お祭りを盛り上げていただきました。また、久万おどりでは、各団体や上浮穴高校など5チームの参加があり、個性あふれる衣装や踊りで沿道の皆さんを魅了していただきました。

このほかにも、子ども丸太や還暦厄よけ丸太、迫力のある花火などで、大勢の方々に真夏の涼を堪能していただきました。

8月23日には、みかわ納涼まつりを開催いたしました。天気も心配いたしましたけれども、無事開催することができ、本町出身の吉本興業のもりすけさんを中心とした漫才などのステージや、美川中学校生徒の合唱、盆踊り、もちまき、フィナーレは、御三戸嶽上空に大輪の花を咲かせる花火で、大勢の方で

にぎわっていただきました。

この二つの納涼まつりは、町内在住の方はもちろん、ふるさと久万高原へ帰省する方の大きな楽しみとなっており、実行委員会の皆様に感謝申し上げたいと思います。

続いて、チャリティーソフトボール大会について、御報告いたします。

8月17日、久万中学校グラウンドにおいて、久万高原チャリティーソフトボール大会を開催いたしました。チャリティーを目的に、ソフトボールを楽しんでいただく大会で、町内の愛好チームや事業所から10チームの参加をいただきました。ホームランを打ったり、点を取られるとチャリティーをするというルールで、勝ち負けにこだわらないソフトボールを楽しんでいただきました。

なお、参加したチームからいただいたチャリティー募金は、町内の社会福祉施設などの4事業所へ寄附をさせていただきました。

次に、町内ボランティア団体大臣表彰について、報告いたします。

8月20日、国道33号沿道の環境美化活動を永くやってこられた町内のボランティア団体が、栄えある「国土交通大臣賞」を受賞されました。受賞されたのは、東明神の花づくりボランティアかすみそうの会の皆様で、24年間の長きにわたり、東明神付近の国道33号線の沿道で、道路の美化と景観づくりに御尽力をいただき、その功績が認められたものでございます。改めて受賞のお祝いを申し上げますとともに、これまでの献身的な活動と、今なお活動いただいておりますことに、深く感謝申し上げます。

次に、B & G財団の地域海洋センター修繕助成決定書授与式について、報告をいたします。

8月22日、B & G財団の地域海洋センター修繕助成決定書授与式が、B & G財団菅原理事長にお越しいただき、久万高原町役場で行われました。

旧久万町が、昭和62年にB & G財団から無償譲渡を受けた久万B & G海洋センター体育館でございますが、近年、施設の老朽化により、一部雨漏りが発生し、体育館使用に支障を来しておりましたので、B & G財団の修繕助成事業を活用させていただき、今年度、雨漏り改修工事を実施してございます。

現在、体育館の使用を一部休止し、改修工事を施工しておりますけれども、

9月末頃には完了する見込みとなっており、10月上旬には、町民の皆様にご利用いただけるものと思います。

最後に、石鎚山ヒルクライムについて、御報告をいたします。

8月31日、第13回石鎚山ヒルクライムが、県内外のサイクリスト約700人の方に御参加いただき、地元企業や自転車メーカーなどの協賛を得て盛大に開催することができました。環境に優しい移動手段でございます自転車を活用したこの大会ですが、平成23年の初開催から今日の間、町内でも日常的にサイクリストの姿を目にする機会が増えており、町全体の観光振興にも一役買っているのではないかと思います。

また、このレースでは、選手へのおもてなしも大変に好評で、全国各地から参加した選手たちからは、来年もぜひ参加したい、というようなお声をたくさんいただいております、非常にうれしく思っております。

続きまして、財政健全化法の規定に基づき、令和6年度決算に基づく町の財政指標を、本議会において報告いたしますけれども、その概要を御説明申し上げます。

まず、町の借入金の返済が、町の財政に及ぼす負担の割合を示した実質公債費比率は、令和5年度決算と同じ10.4%となり、引き続き早期健全化基準の25%を下回っております。

また、町の借入金の、将来支払っていく可能性のある負担など、令和6年度末の残高の程度を表した将来負担比率につきましては、平成28年度決算以降ゼロ%を下回っており、引き続き非該当となっております。このことから、町の財政指標は、現在、健全な状況を維持しているところでございます。

次に、令和7年度の普通交付税額が決定しましたので、御報告いたします。

本年度、本町に交付されます普通交付税は、44億8,059万3,000円となり、昨年度同期比較では7,057万7,000円の増額となりました。また、普通交付税の振替措置として発行が許可されておりました臨時財政対策債については、地方税収の増などによる財源不足額の解消により、今年度から発行されないこととなっております。

次に、今会議に提案する議案でございますが、令和7年度一般会計補正予算の専決処分についての議案が2件、条例の一部改正に関する専決処分の議案が

1 件、令和 6 年度決算の認定に関する議案が 5 件、令和 7 年度一般会計補正予算、特別会計補正予算に関する議案が 2 件、久万高原町固定資産評価審査委員会委員の選任についての議案が 5 件、久万高原町教育委員会委員の任命についての議案が 1 件、令和 6 年度決算に基づく報告が 2 件、令和 6 年度久万高原町の教育に関する事務の点検評価の報告が 1 件、公益社団法人久万高原農業公社ほか、第三セクターの経営状況報告書についての報告が 6 件。

以上、議案 16 件、報告 9 件、合計 25 件でございます。

このうち、本議会に提出します補正予算について、御説明を申し上げます。

令和 7 年度 9 月補正予算額は、一般会計、介護保険事業特別会計を合わせて、総額 3 億 4,881 万 3,000 円の増額補正で、9 月補正予算後の累計予算額は 156 億 3,435 万 9,000 円となり、前年度同期の比較で 0.1% の増額となっております。

そのうち、一般会計の補正予算額は、1 億 8,829 万 6,000 円の増額補正で、累計予算額は 96 億 639 万円となり、前年度同期の比較で 2.7% の増額となっています。

主なものは、町道などの路面整備などに係る費用 2,700 万円、農業施設の維持管理に係る費用 1,700 万円、子育て世帯への支援として、18 歳までの子供を対象に商品券を配布する物価高騰対応子育て支援事業に係る費用 1,410 万円などの予算を計上いたしました。

特別会計については、介護保険事業特別会計に 1 億 6,051 万 7,000 円を増額する予算となっております。いずれも十分な審議を賜り、適切な御決定をいただきますようお願い申し上げ、行政報告並びに招集の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長 日程第 5、議案第 61 号「令和 7 年度久万高原町一般会計補正予算（専決第 2 号）の専決処分について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

（西村総務課長を指名）

西村課長

議案に基づき説明

議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑をされる方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

議案第61号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第61号「令和7年度久万高原町一般会計補正予算（専決第2号）の専決処分について」は、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長

日程第6、議案第62号「令和7年度久万高原町一般会計補正予算（専決第3号）の専決処分について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

		(西村総務課長を指名)
西村課長		議案に基づき説明
議 長		提案理由の説明が終わりました。 これより、質疑を行います。 質疑をされる方はございませんか。 (なしの声)
議 長		質疑なしと認めます。 これより討論を行います。 討論される方はございませんか。 (なしの声)
議 長		討論なしと認めます。 これより採決します。 お諮りします。 議案第 6 2 号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長		異議なしと認めます。 したがって、議案第 6 2 号「令和 7 年度久万高原町一般会計補正予算（専決第 3 号）の専決処分について」は、原案のとおり承認することに決定しました。
議 長		日程第 7、議案第 6 3 号「久万高原町議会議員及び久万高原町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

	提案理由の説明を求めます。 (西村総務課長を指名)
西村課長	議案に基づき説明
議 長	提案理由の説明が終わりました。 これより、質疑を行います。 質疑をされる方はございませんか。 (岡部史夫議員を指名)
岡部議員	公職選挙法の改正に関しての質疑をさせていただきます。 質疑に先立ちまして、今回、町長がおけがをされて、9月議会開会日に出席をされないという状況の中で議案審議が行われますが、河野町長には一日も早い回復を願っているところであります。 そして、審議に先立ちまして、大事な確認事項として、副町長にお聞きをしたいと思います。 自治法の152条によって、町長に事故があったりといった場合に、副町長が町長の権限を行使することができます。そういうことで、職務代理者を置かないままで今9月議会が開かれますけれども、法の中で、ことの性質上、他の代行を許さない場合とありますけれども、質疑に対する行政側の多くの答弁において、審議進行上、支障はないのか、その点をお聞きします。 代行を許さない場合の事例を含めて、町の姿勢を先にお伺いをしたいと思います。
議 長	(佐藤副町長を指名)
副 町 長	岡部議員の質疑にお答えしたいと思います。 今、質疑がございました件ですけれども、今回、町長のけがということで、

入院治療中でございます。地方自治法のところでございますけれども、町長、けがの状況、それから入院加療の状況からして、常に町長の意思決定ができる状況でございます。

それから、あと町長のほうからの職務の指示も出せる状況でございますので、今回、職務代理は置かないということで、この議会もそういう形で対応させていただきたいというところでございます。

この点については、議員各位には大変御不便もおかけするというふうに思いますけれども、精いっぱい努めていきたいと思えます。

それからあと、町長の政策的な部分でございますとか、町長の意思決定を伴う質問につきましては、御理解をいただいて、町長にそのところを確認した上で、改めて答弁をさせていただく機会を設けさせていただきたいというふうに思っております。

どうぞ御理解のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 （岡部史夫議員を指名）

岡部議員 抽象的な答弁にならざるを得ないのかもしれませんが、もう少し、私たちが質疑をしていく上、答弁、質疑をやっていく上において、他の代行を許さない場合というのは、今、申された政策的なもの。具体的に答弁ができるのであれば、簡単で構いませんので、御答弁いただければと思います。

議 長 （佐藤副町長を指名）

副 町 長 岡部議員の質疑にお答えいたしたいと思えます。

他の代行を許さない部分と申しますのは、重大な町の方針でございますとか、そういった政策的なところを指すというふうに思っております。これについてはやはり町を代表する町長において決断をいただく、判断をいただく部分ということですが、少し抽象的ではございますけれども、重要な町の政策的な部分といったところで御理解いただきたいと思います。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 この議案第63号、公職選挙法の改正に伴う公費負担の限度額改正ということについて、質疑をさせていただきます。

今回の公費負担限度額の改正というものは、選挙費用の軽減からも、関係者としては、大変ありがたい改正と思うとともに、恩恵を受ける立候補者としても、より一層、選挙の公平性の維持に努めるべきであると考えております。

4月の町議会議員選挙においても、町内の方から、期日前投票所周辺における街宣活動を問題視する御意見がありました。

この行為について、公職選挙法上の解釈と対応について、お聞きをしたいと思います。

議 長 (西村総務課長を指名)

西村課長 岡部議員の質疑にお答えします。

公職選挙法におきまして、名前等の連呼をするという行為が禁止されている条文がございます。こちらにつきましては、公職選挙法第165条の2、166条等で規定されており、病院、診療所、療養施設や、国、地方公共団体が所有し、管理する建物というところで、敷地については明確な明記はございませんが、そこについては、管理者の判断にもよるかなというところで、今現在は考えております。

以上でございます。

議 長 岡部議員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条ただし書の規定によって、特に発言を許します。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 この事例は、期日前投票中に訪れた方が、役場の投票所施設の前で、候補者が街宣活動をされていたので、町の選管職員に投票所の目の前で選挙活動はい

かがなものかと申出をされたそうですけれども、職員の方は、話を聞くだけで立ち去ったということでございます。

こういう事例について、選管として把握しているのか、またこの報告を受けて、選管としてどのように対処されたのか、お聞きをします。

議 長 （西村総務課長を指名）

西村課長 岡部議員の質疑にお答えします。

期日前投票所前での演説というところについては、申し訳ございません、私は把握ができておりません。非常に申し訳ないかなというふうに思っておりますが、私自身では把握はしきっておりません。

以上でございます。

議 長 （岡部史夫議員を指名）

岡部議員 把握ができてないということで、非常に残念に思います。

対処ができる、できないは別にしても、把握ができないということは、内部の町民の意見が、責任者のとこまで伝わっていないという、非常に大きな問題になろうかと思えます。

この公職選挙法において、期日前投票所付近での選挙活動の規定がないとすれば、ある意味で、法の抜け穴とも言えるかもしれません。

この問題については、全国的に各自治体における首長、あるいは議員選挙の際に問題になっております。しかしながら、多くの候補者は、類似行為は行っておりません。今回のケースで、選管として様々な対応、指導をしていないとすれば、今後における選挙の公平性の維持、投票所の静音の保持など、様々な影響が出ると心配をしております。

今後における選管定例会等において、ぜひとも議題の一つに挙げていただき、現状を踏まえ、今後の対応について検討をしていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

議 長 (西村総務課長を指名)

西村課長 岡部議員の質疑にお答えします。

公職選挙法において、連呼をするものは静音保持をしなければならないという条文もございます。そういった施設というのは、学校ですとか病院、診療所、療養所、そういった周辺での静音保持というのはしっかりとわかれております。

岡部議員の提案のありました件につきまして、選挙管理委員会で一度話を出しまして、ここは罰則規定が取れないかもしれませんが、できたら立候補者の皆様の御協力を得ながら、投票事務ができるような体制がとれたらというふうに思っておりますので、一度選挙管理委員会のほうで議題として挙げさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長 そのほか、質疑される方ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

議案第63号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 3 号「久万高原町議会議員及び久万高原町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決しました。

議長 お諮りします。

日程第 8、議案第 6 4 号「令和 6 年度久万高原町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」から、日程第 1 2、議案第 6 8 号「令和 6 年度久万高原町下水道事業会計決算の認定について」までの 5 件は、関連がありますので、一括議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 4 号から議案第 6 8 号までの 5 件は、一括議題とすることに決定しました。

議案第 6 4 号「令和 6 年度久万高原町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」から、議案第 6 8 号「令和 6 年度久万高原町下水道事業会計決算の認定について」までの 5 件を一括議題とします。

各議案について、提案理由の説明を求めます。

(岡会計管理者を指名)

岡 会計 議案第 6 4 号「令和 6 年度久万高原町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の
管 理 者 認定について」

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度久万高原町一般会計及び特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 9 日提出 久万高原町長。

提案理由でございますが、歳入歳出決算につきましては、地方自治法第23条第3項の定めによりまして、毎年度、監査委員の審査意見をつけて議会の認定に付することとなっております。

今年度も、一般会計及び特別会計の決算書を審査していただきましたので、その審査意見の概要を報告し、議案の説明とさせていただきます。

それでは、令和6年度久万高原町歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書の1ページをお願いいたします。画面上は4ページを御覧ください。

審査の概要でございますが、1、審査の対象は、令和6年度久万高原町一般会計と7の特別会計です。

2、審査の期間は、令和7年8月5日から8月19日までのうち4日間です。

3、審査の方法ですが、1. 全ての計数は正確であるか。2. 予算の執行は議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか。3. 会計事務は関連法規に基づき、合法かつ適切に処理されているか。4. 財産の管理は適正になされているか、などの諸点に主眼を置き、照合、検証また関係職員からの聞き取り等により、審査していただきました。

画面の5、6ページに、審査結果及び審査意見をいただいております。

それでは、5ページからになりますが、令和6年度の一般会計の決算の概要としまして、総額、歳入104億193万円、対前年比3.9%の減。歳出95億7,251万円。対前年比3.2%の減。歳入と歳出の差引きである形式収支は、8億2,942万円。実質収支は、6億6,411万円の黒字となっております。

下から3行目になりますが、普通会計の財政指数では、3か年平均の財政力指数は0.206、経常収支比率は88.4%で、0.6ポイントの増。公債費負担比率は11.8%で、1.1ポイントの増。実質公債費比率は10.4%で、前年と同率となっており、将来負担比率はゼロ%を下回り、平成28年度は該当がなく、国の指標においては、健全な状況です。

画面の6ページをお願いします。

7つの特別会計の全体総額は、歳入33億1,387万円、歳出30億7,314万円。歳入と歳出の差引である形式収支、実質収支ともに、2億4,073万円となっており、7会計全てが黒字決算となっています。

5行目になりますが、審査の結果、関係諸帳簿及び証書類と符合しており、計数は正確で、会計事務及び財産管理についても、久万高原町財務規則に準拠しており、適正に処理されているものと認めていただきました。

また、事務処理手続においても、おおむね適切に行われているものと認めていただきました。

総括としては、監査委員より、次のような御指摘をいただいております。

一つ、経常収支比率の悪化と、財政の弾力性の低下について。

一つ、財政調整基金の取崩し、継続への不安と財政の健全性を維持する努力について。

一つ、事業効果の検証の重要性及び事業の計画的な推進と執行管理について。

一つ、税収減への対応と徴収努力の継続について。

そのような御指摘をいただき、そして住民の安全・安心を確保し、持続可能なまちづくりを実現するために、健全かつ安定した財政運営に努め、戦略的な事業推進に取り組まれることを期待する、との御意見をいただいております。

次ページ以降は、決算の概要等を記載していただいております。

また、年度別の決算状況等を比較した令和6年度決算説明書資料を添付しておりますので、後ほどお目通しください。

以上で議案の説明を終わります。

議 長 (沖中病院事業等統括事務長を指名)

沖中事務長 議案第65号「令和6年度久万高原町立病院事業会計決算の認定について」
令和6年度久万高原町立病院事業会計決算を、地方公営企業法第30条第4項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和7年9月9日提出 久万高原町長。

提案理由でございますが、病院事業会計の決算につきましては、地方公営企業法の定めにより、毎年度、監査委員の審査意見をつけて議会の認定に付することになっております。

今年度も、決算について審査していただきましたので、その審査意見の概要につきまして御報告申し上げ、議案説明とさせていただきます。

それでは、ページをめくっていただきまして、令和6年度久万高原町立病院事業会計決算審査意見書の1ページをお願いしたいと思います。

審査の概要でございますが、1、審査の対象につきましては、令和6年度久万高原町立病院事業会計決算で、事業収益8億6,001万9,510円。事業費用9億9,115万5,265円、差引き1億3,113万5,755円のマイナスとなっております。

2、審査の期間、令和7年8月7日の1日間です。

3、審査の方法につきましては、1. 地方公営企業法等関係法令に基づいて運営されているか。

2. 決算報告書及び財務諸表は適正に表示されているか。

3. 会計処理は適法な手続により行われているか、などに重点を置き、決算諸表、関係諸帳簿及び証書類について調査し、説明を聴取して、審査をいただいております。

続きまして、2ページを御覧いただきたいと思います。

こちらのほうに審査結果及び審査意見をいただいております。

審査結果及び審査意見についてでございますが、下から7行目のところを御覧いただきたいのですが、審査した結果、関係諸帳簿と符合し、計数も正確に処理されているとお認めをいただいております。

その上で、また令和6年度は新型コロナウイルス感染症に関連する補助金がなくなった一方で、人事院勧告に伴う職員給与の増加、電子カルテシステムの更新投資が行われたことにより、純損失を計上している。電子カルテシステムなどの更新は、医療の質の向上と効率化を図る上で不可欠な投資であるが、これらの投資が将来の収益向上に結びつくよう、看護師など人員の適切な確保に努め、入院患者の受入体制を充実させることで、病院経営の安定化を図られたい。

また、患者や地域住民のニーズに寄り添い、質の高い医療を提供し続けることで、地域に愛され、信頼される病院としての役割を一層果たしていくことを期待する、との御意見をいただきました。

3ページから5ページにつきましては、決算の概要等を記載いただいております。

また、その後に、決算書を添付しておりますので、後ほどお目通しをいただきたいと思います。

議案第 6 5 号につきましては、以上でございます。

続きましてになりますが、議案第 6 6 号「令和 6 年度久万高原町立老人保健施設事業会計決算の認定について」

令和 6 年度久万高原町立老人保健施設事業会計決算を地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 9 日提出 久万高原町長。

提案理由でございますが、老人保健施設事業会計の決算につきましては、地方公営企業法の定めにより、毎年度、監査委員の審査意見をつけて、議会の認定に付することになっております。

今年度も、決算について審査していただきましたので、その審査意見の概要を御報告申し上げ、議案説明とさせていただきます。

それでは、ページをおめくりいただきまして、令和 6 年度久万高原町立老人保健施設事業会計決算審査意見書の 1 ページをお願いしたいと思います。

審査の概要についてでございます。

1. 審査の対象は、令和 6 年度久万高原町立老人保健施設事業会計決算で、事業収益 3 億 2, 2 8 5 万 2, 2 3 7 円。事業費用 3 億 5, 7 5 4 万 3 5 9 円、差引 3, 4 6 8 万 8, 1 2 2 円のマイナスとなっております。

2. 審査の期間、令和 7 年 8 月 7 日の 1 日間でございます。

3. 審査の方法ですが、1. 地方公営企業法等関係法令に基づいて運営されているか。

2. 決算報告書及び財務諸表は適正に表示されているか。

3. 会計処理は適法な手続により行われているか、などに重点を置き、決算諸表、関係諸帳簿及び証書類について調査し、説明を聴取して、審査をいただいております。

続きまして、2 ページを御覧いただきたいと思います。

2 ページのほうに、審査結果及び審査意見をいただいております。

その審査結果及び審査意見についてでございますが、下から 6 行目のところを御覧いただいたらと思います。

審査した結果、この決算は、関係諸帳簿と符合し、計数も正確に処理され、事業運営についても適正に執行されている。また、事務事業の執行等に係る事務手続においても、おおむね適切に行われているものとお認めをいただいております。

しかし、収益は通所利用者の増加やベッド稼働率維持により、前年度から増加しているものの、費用は人事院勧告による給与引上げ等により、大幅に増加しており、現状での経営改善は困難な状況となっている。

通所リハビリテーション等の需要が高いため、利用者のさらなる獲得や、新たなサービスの提供を検討し、収益を増やす検討を行い、今後も本施設の設置目的に沿った質の高いサービスを提供し続けられるよう、施設運営に努力を、との御意見を頂戴しております。

3 ページから 5 ページにつきましては、決算の概要を記載いただいております。また、その後に決算書を添付しておりますので、後ほどお目通しをいただきたいと思います。

議案の説明は以上でございます。

議 長 (山内建設課長を指名)

山内課長 議案第 6 7 号「令和 6 年度久万高原町簡易水道事業会計決算の認定について」
令和 6 年度久万高原町簡易水道事業会計決算を、地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 9 日提出 久万高原町長。

提案理由ですが、簡易水道事業会計決算については、地方公営企業法の定めにより、毎年度、監査委員の審査意見をつけて議会の認定に付することとなっております。

令和 6 年度の決算について審査いただきましたので、審査意見の概要を報告し、議案説明とさせていただきます。

それでは、令和 6 年度久万高原町簡易水道事業会計決算審査意見書の 1 ページをお願いします。

第 1、審査の概要。

1. 審査の対象は、令和6年度久万高原町簡易水道事業会計決算で、事業収益、3億4,706万439円、事業費用、3億5,493万5,275円、差引きマイナス787万4,836円となっております。

2. 審査の期間は、令和7年8月14日の1日間です。

3. 審査の方法については、(1)地方公営企業法等関係法令に基づいて運営されているか。

(2) 決算報告書及び財務諸表は適正に表示されているか。

(3) 関係処理は適法な手続により行われているか、などに重点をおき、決算諸表、関係諸帳簿、証書類について、調査、聴取、審査をいただきました。

2ページをお願いします。

第2. 審査結果及び審査意見。

監査委員の審査結果及び審査意見をいただいております。

下から10行目です。

審査した結果、本決算は、関係諸帳簿と符合し、計数も正確に処理され、事業運営においても、適切に処理されているとお認めいただきました。

令和6年度は、営業外収益の増加により、事業収益全体は前年度を上回っているが、営業費用が増加したことにより、純損失となっている。特に、配水及び給水費と総係費の増加は、今後の経営改善において注視すべき点である。

簡易水道事業は、施設の老朽化と、それに伴う収益性の低下という構造的な課題に直面しており、持続可能な水道事業を確立するため、使用料の見直しも視野に入れ、経営の健全化を図り、老朽化した管路や施設の計画的な更新投資を実施することが求められる。

今後においても、広範囲な管理業務の効率化を進め、コスト削減とサービス水準の維持を両立させ、住民に安全で安心な水を安定的に供給できる体制を確立されるように努められたい。

また、未済額については、引き続き他部署と連携しながら、徴収率の向上に努められたいとの意見をいただきました。

3ページからは、決算の概要等が記載されております。また、決算書を添付しておりますので、後ほど、お目通しください。

続きまして、議案第68号「令和6年度久万高原町下水道事業会計決算の認

定について」

令和6年度久万高原町下水道事業会計決算を、地方公営企業法第30条第4項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和7年9月9日提出 久万高原町長。

提案理由ですが、下水道事業会計決算については、地方公営企業法の定めにより、毎年度、監査委員の審査意見をつけて議会の認定に付することとなっております。

令和6年度の決算について審査をしていただきましたので、審査意見の概要を報告し、議案説明とさせていただきます。

それでは、令和6年度久万高原町下水道事業会計決算審査意見書の1ページをお願いいたします。

第1、審査の概要

1. 審査の対象は令和6年度久万高原町下水道事業会計決算で、事業収益3億5,990万4,403円、事業費用3億5,749万2,623円、差引241万1,780円となっております。

2. 審査の期間は、令和7年8月14日の1日間です。

3. 審査の方法については、(1)地方公営企業法等関係法令に基づいて運営されているか。

(2)決算報告書及び財務諸表は適正に表示されているか。

(3)会計処理は適法な手続により行われているか、などに重点を置き、決算諸表、関係諸帳簿、証書類について調査、聴取、審査をいただきました。

2ページをお願いします。

第2、審査結果及び審査意見。

監査委員の審査結果及び審査意見をいただいております。下から7行目です。

審査した結果、この決算は、関係諸帳簿と符合し、計数も正確に処理され、事業運営においても適正に処理されているとお認めいただきました。

しかしながら、事業費用を利用料で賄っていない状況にあるので、健全な事業運営の継続のために、利用料の確保や法律的な費用削減によって、経営の効率化、健全化を図られるよう努められたい。

また、現在のところ、法定耐用年数を超えた管渠はないとのことであるが。

今後、管渠や処理場の老朽化に備え、施設の維持管理状況や、財政状況を継続的に把握し、中長期的な視点に立った計画的な設備の更新と、維持管理に努め、住民に、快適で衛生的な生活環境を提供し続けることができるよう努められたい、との御意見をいただきました。

3 ページからは、決算の概要等が記載されております。また、決算書を添付しておりますので、後ほどお目通しください。

以上で、説明を終わります。

議 長 ここで休憩に入ります。 (午前 10 時 45 分)
55 分まで休憩します。

(休 憩)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。 (午前 10 時 57 分)

議 長 各議案の提案理由の説明が終わりました。
ここで、それぞれの議案につきまして、総括的な質疑を行いたいと思います。
まず、議案第 64 号「令和 6 年度久万高原町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

議 長 続きまして、議案第 65 号「令和 6 年度久万高原町立病院事業会計決算の認定について」、質疑を行います。
質疑をされる方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

議 長 続きまして、議案第 6 6 号「令和 6 年度久万高原町立老人保健施設事業会計
決算の認定について」、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

議 長 続きまして、議案第 6 7 号「令和 6 年度久万高原町簡易水道事業会計決算の
認定について」、質疑を行います。

質疑をされる方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

議 長 続きまして、議案第 6 8 号「令和 6 年度久万高原町下水道事業会計決算の認
定について」、質疑を行います。

質疑をされる方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第 6 4 号から議案第 6 8 号までの、令和 6 年度決算認定 5 件については、
9 名の委員で構成する決算特別委員会を設置し、付託の上、閉会中の継続審査
とすることにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 4 号から議案第 6 8 号までの令和 6 年度決算の認定 5 件については、9 名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、久万高原町議会委員会条例第 7 条第 4 項の規定により、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、決算特別委員会の委員の選任については、議長が指名することに決定しました、

それでは、決算特別委員会の選任は、議会事務局長に朗読させます。

(渡部事務局長を指名)

渡部局長

朗読します。

高橋末廣議員、岡部史夫議員、阪本雅彦議員、高橋 誠議員、森 博議員、玉井春鬼議員、大野良子議員、瀧野 志議員、大原貴明議員、以上 9 名でございます。

議 長

休憩中に委員会を開いて、正副委員長の互選を行い、その結果を議長まで報告願います。

委員会は、年長議員が臨時に委員長の職務を行ってください。

ここでしばらく休憩いたします。

(午前 1 1 時 0 1 分)

	(休 憩)
議 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。(午前 1 1 時 0 2 分) 休憩中に開催されました決算特別委員会において、委員長に玉井春鬼議員、副委員長に高橋 誠議員が互選されましたので、御報告いたします。 なお、本委員会は閉会中に審査し、次の定例会に委員長報告をお願いします。
議 長	日程第 1 3、議案第 6 9 号「令和 7 年度久万高原町一般会計補正予算（第 3 号）」を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 (西村総務課長を指名)
西村課長	議案に基づき歳入・全般説明 議案に基づき歳出説明 (1 款 1 項 目) (2 款 1 項 目) (2 款 2 項 目) (2 款 3 項 目) (3 款 1 項 目) (3 款 2 項 目) (4 款 1 項 目) (4 款 2 項 目) (6 款 1 項 目) (6 款 2 項 目) (7 款 1 項 目) (8 款 2 項 目) (8 款 3 項 目) (9 款 1 項 目)

	(1 0 款 1 項 目)
	(1 0 款 2 項 目)
	(1 0 款 3 項 目)
	(1 0 款 4 項 目)
	(1 0 款 5 項 目)
	(1 0 款 6 項 目)
議 長	提案理由の説明が終わりました。 これより、質疑を行います。 質疑される方はございませんか。 (森 博議員を指名)
森 議員	歳出ですけれども、議案概要書でいいますと 8 ページ、4 款衛生費の中のまちづくり戦略関係になります。脱炭素推進事業における現況調査、鉄塔の撤去業務委託料、これの増額 6 0 0 万とあります。 これにつきましては、当初の 5 5 8 万と合わせて、総額 1, 1 4 4 万円の費用になっております。これは、鉄塔の設置につきましても、かなりの費用がいておると思うのですが、この 1, 1 4 4 万円は、全て町費単費での費用負担ということになるのでしょうか。
議 長	(高木まちづくり戦略課長を指名)
高木課長	森議員の質疑にお答えいたします。 撤去費用につきましては、全て単費、町費の対応でございます。 以上です。
議 長	(森 博議員を指名)
森 議員	先日の合同専門委員会等でも説明はいただきましたが、この鉄塔を設置して

の風況調査でございますが、令和５年１０月から本年の９月ぐらいの２年間かけての調査ということで、今回、調査が完了して、一定の風況データが取得できたことによって、一応鉄塔は不要になるので、撤去というふうに聞いております。

かなりの費用をかけて、この風況調査を行われたわけですが、取得したデータ等は、今後どのように生かされるのかお聞きしたらと思います。

議 長 （高木まちづくり戦略課長を指名）

高木課長 森議員の質疑にお答えいたします。

データにつきましては、２年分きちんとしたデータ取れていますので、今後、そういった事業に興味をお持ちの事業所あれば、積極的に町からも提供していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長 （森 博議員を指名）

森 議員 一応、データはできているので、興味がある業者があれば示したいということの回答でございましたが、この事業につきましては、脱炭素事業の、最初は計画の目玉でありまして、風力発電を行うために、この風況調査をやるという御説明でありました。

それに伴って、かなり地元説明会も各地で何回も開催されてやられた事業だと思います。

ただ、データが出たのであれば、それだけ地元住民に対しても、どういった結果であったとか、今後、どういうふうに風力発電については、町として考えているといったところを示す場もあってしかるべきじゃないかと思うのですけれども、その辺り、町のお考えをお聞きしたらと思います。

議 長 （高木まちづくり戦略課長を指名）

高木課長	森議員の質疑にお答えいたします。 森議員おっしゃるとおり、風況調査につきましては、そもそも風力発電を計画をするという段階で設置をしたものでございます。 令和５年に設置をいたしまして、当時、いろいろな概況調査で一定の風力があるという調査地点にこの調査をしたわけですが、当時の状況から、資材高騰というものがかなり影響をしまして、当時ですと、平均風速５から７メートル程度で実現ができるという見込みでございましたが、なかなかの資材高騰で、その風力では少し事業性が乏しくなってきたというところで、最近でも大手のところが撤退というようなお話もございました。 ですので、そういった厳しい状況はございますが、それでも一定、興味を示す事業所等あれば、このデータは提供していきたいというふうに思いますし、森議員御指摘のとおり、地域と、御迷惑をおかけした方々については、丁寧に御説明も差し上げたいというふうに考えております。 以上です。
議 長	そのほか、質疑はございませんか。 （瀧野 志議員を指名）
瀧野議員	ただいまの関連でちょっとお聞きをします。 脱炭素の事業については、風力発電、太陽光、バイオマス、全国の先行地域１００地域の中へ入るべく、何回申請されたのかは分かりませんが、大きなお金が費やされたと思いますが、この業務委託料、総額でどれぐらい突っ込んだのか、教えてください。
議 長	（高木まちづくり戦略課長を指名）
高木課長	瀧野議員の質疑にお答えいたします。 総額で言いますと、当然、先行地域のためだけに実施した事業ということではなく、いろいろな計画をつくったということもございますが、約９，０００

万円ぐらいの事業費に対して6,000万円ぐらいの国庫補助をいただいております。

以上です。

議 長 （瀧野 志議員を指名）

瀧野議員 いろんな事業をやられると思います。やってこられたと思いますが、行政の責任として、どんな小さな事業でも大きな事業でも、うまくいった、いかないは別にして、しっかりと事業報告を町民に知らせるべきだと思いますが、その辺については、しっかりとした報告は知らされておりますか。

議 長 （高木まちづくり戦略課長を指名）

高木課長 瀧野議員の質疑にお答えいたします。

そういった詳細の事業については、まだ十分に説明できてない部分もあると思います。今回、こういった補正予算も計上させていただいておりますので、そういった機会を捉えて、丁寧な説明をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議 長 よろしいですか。

そのほか、質疑ございませんか。

（岡部史夫議員を指名）

岡部議員 9 款の消防費、ここをお聞きをしたいと思います。

防災センターの給水ポンプ修繕料について、お聞きをします。

防災センターの給水等に関する能力、及び必要とする毎年度の維持管理予算内容、及び予算の執行内容をお聞きしたいと思います。

議 長 (西村総務課長を指名)

西村課長 岡部議員の質疑にお答えします。

まず、ポンプの能力の点でございますが、今、手元に資料がございません、後ほど回答をさせていただいたと思います。

維持管理の経費の部分でございますが、当然、ポンプだけではなく、浄化槽というか、水槽、上でございますので、貯水槽ですね。そちらの清掃費等もございします。

清掃費につきましては、金額が約5万円程度、維持管理に年間かかっております。

それと、水質の検査を行っております。そちらも費用は若干かかっております。そういったところで、ポンプの能力につきましては、後ほど答弁をさせていただいたと思います。

以上です。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 水槽の点検とか、水質、それも大事なんですが、一番大事なのは、ポンプがいつでも稼働ができるかどうかという、その保守点検、維持管理、ここが大事なんですが、今の答弁をお聞きすると、どうもその予算は組んでおられないというふうにも思われるのですが、正直、組んでないなら組んでないということの説明いただけませんか。

議 長 (西村総務課長を指名)

西村課長 岡部議員の質疑にお答えします。

維持管理に関する予算につきましては、正直、ポンプの費用としては計上できておりません。

以上でございます。

議 長 （岡部史夫議員を指名）

岡部議員 防災センターの給水等を含めた役割からして、今回の給水ポンプに係る修繕費用、ちょっと高いというふうにも、私は考えます。

業者の見積りで、言いなりで計上しているかどうか分かりませんが、なぜこのような金額が出てしまうのか。

これは、通常の維持管理ができておれば、こういうふうな費用を出す必要がないというふうに考えられます。今は公共施設で、様々なところでこの給水に関してとか、下水に関して、いわゆる保守点検の重要性、こういうものが求められております。ですが、一番大事な、災害が起きた際に、この防災センターの機能を発揮しなきゃいけない。そこが、一丁目一番地のところは、十分な維持管理ができていないということは、この町の防災というものは万全ではないと思いますけれども。副町長、この辺りの現状を、普段からどういうふうに危機管理室、あるいはこういう施設を持っている各関係課、そういったところに指導、そして報告を受けているのか。予算も含めてですね。その辺の現状をお聞きしたいと思います。

議 長 （佐藤副町長を指名）

副 町 長 岡部議員の質疑にお答えしたいと思います。

岡部議員が今申されたところというのは、危機管理上、いつでも、すぐに稼働できる。例えば、本町各支所には、停電時にはすぐに非常用電源が稼働を自動で開始する。そういったところは、定期的に業者が維持管理、定期点検をしてございます。そういったところの御指摘だというふうに捉えております。

公共施設につきましては、御存じのように、法的な制度で、消防設備でございますとか、いろんなところは点検をしておりますし、それから各課で所管しております施設については、経常的な建物の、先ほど言った法的な検査は実施しております。

ただ、今回の件に御指摘がありました防災センターのポンプの維持管理の在り方、特に災害時の、緊急時でございますので、重要度からいくと、非常に

高い部分、高い位置にあるというふうに思いますので、今、御指摘受けた点については、この後、リストアップをして、各課でどういう管理をしているのかといったところを、まず現状を押さえた上で、役場内全体で一つの基準をつくって対応していきたいというふうに思っております。

議 長 岡部議員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条ただし書の規定によって、特に発言を許します。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 この防災センターの位置するところは、この町の中でも一番人口密度の高いところでございます。

町民の方々は、防災センターの日頃からの能力等々、広報などを通じながら、危機管理、地元説明会等々の中で、万が一の災害が起きても、水対応はできるのかなとかいうふうに期待をしているわけですが、

今回、通常の維持管理が十分でないというようなことが町民の方に広まりますと、人口が一番多い地域でもそうなんだと。周辺の避難施設、そういったところの問題はどうするんだと。もう役場は当てにできないなというふうなことになるでしょう。

公助は当てにしない、自助というのが求められますけれども、普段からのその辺の考え方として、やはり役場の危機管理の対策上からも、こういう防災センターの拠点施設の整備の必要性、そしてまさかのときに使える、それから周辺の避難所の在り方、そういう命につながるような大事な水でございますので、そういったことを、町の信頼を損なわないように、しっかり危機管理上、もっと徹底してやっていくべきかと思いますが、副町長のお考えをお聞きします。

議 長 (佐藤副町長を指名)

副 町 長 岡部議員の質疑にお答えしたいと思います。

岡部議員が言われますように、町内いろんなところで自主防災組織ですとか、一緒になって防災力を高めておりますけれども、その中で、今回の防災センターというのは、備蓄のキーステーションであったり、非常に町の危機管理上、重要な位置づけでございます。

そういう意味では、今回の岡部議員の御指摘というのは、大変反省すべきところだというふうに思っております。

やはり、住民の皆さんが安心していただけるように、町として、まず模範が示せるように、今一度、原点に立ち返って、もう一度しっかり対応はしていきたいというふうに思います。

以上でございます。

議 長 そのほか、質疑ございませんか。

（瀧野 志議員を指名）

瀧野議員 7款商工費、ここにトイレの改修工事費が出ていますが、最近ちょっと、まちづくり戦略課の会議から遠のいておりますので、基幹産業は農業と林業、森林環境譲与税においても、観光と林業、こういった形で利用ができる。特にうちの町にすると、観光業というのは、非常に重要なことというふうに思います。

そこで、以前から管理ができていないトイレ、水洗でないトイレ、ここらあたりが放置されてきたんですが、もう再三再四、これは解体しよう、廃棄しようという話が出ましたが、いまだにできていないんじゃないかなと思いますが、この件についてはどうなんですか。

議 長 （高木まちづくり戦略課長を指名）

高木課長 瀧野議員の質疑にお答えいたします。

トイレにつきましては、おっしゃられるとおり、不衛生といいますか、そうしたトイレについては、除去というのを、今、計画段階ですけれども、進めております。今年度は、既に柳谷で1件、撤去の予定がございます。

そうした中で、観光地の顔と言われるものはトイレというふうに言われていますので、そういったことを念頭に置きながら、観光地の整備、トイレも併せて計画的に実施したいというふうに考えております。

以上です。

議 長 （瀧野 志議員を指名）

瀧野議員 町の仕事として考えますと、行政サービス全般を考えてみても、数限りない仕事はあると思うんですね。その中で、優先順位。インバウンド、外国の方もおいでる、お遍路さんも結構おいでる。その中で、常時、トイレというのは利用するわけなんです。

町の価値をそこで見られてしまうんじゃないかなと思うんですね。どんなことをしていても、そのところでマイナス点になる。これは、早く対応すべきだと思いますが、どうですか。

議 長 （高木まちづくり戦略課長を指名）

高木課長 瀧野議員の質疑にお答えいたします。

観光地、特に四国カルストは水のないところで、昨年度もミネラルイオントイレというようなトイレも整備させていただいて、今年度、おおむね好評をいただいているというような状況でございます。

議員御指摘のとおり、トイレというのが観光地のサービスの第一歩みたいなところは、重々承知しておりますので、そういったところを計画的に、今後整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議 長 （瀧野 志議員を指名）

瀧野議員 地域活性化起業人、大寺さんですかね。あの方をお招きして、観光のまちづくりを目指しておると思うんですね。

そこら辺、そのトイレの問題だけじゃなしに、観光について、どのように変わろうとしておるのか、お聞きをしたいと思います。

議 長 （高木まちづくり戦略課長を指名）

高木課長 瀧野議員の質疑にお答えいたします。

今年度から地域活性化企業人、J T Bから大寺さん、観光協会に就任いただきました。3年間という上限の中ですので、当然その中で計画的に事業を進めていく必要があるというふうに考えております。

まず、協会員の方に、もっともっといろんな事業に参画をしていただきたいということと、あと協会員の方に、どういった利益というか、恩恵というか、そういったものをもたらせるかということも重要な任務だというふうに思っております。

今、旅行業のことですとか、もろもろ、前回から御指摘もいただいております。採算に合うもの合わないもの、当然あると思いますが、そういったものも、会員の皆さんとともに協会主体となって、町も当然支援しながら、観光振興に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議 長 瀧野議員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条ただし書の規定によって、特に発言を許します。

（瀧野 志議員を指名）

瀧野議員 力を入れとる、何とかしていききたい。これは当然、事業をする予算に表れてくると思うね。これは全くそういったところが見えない。口の先で答弁するだけやったら誰でもできるわけだけども、これに期待しとる町民もいると思うよね。なぜ予算がそこにあるのか、お聞きしたいと思います。

議 長 （高木まちづくり戦略課長を指名）

高木課長

瀧野議員の質疑にお答えいたします。

予算につきましては、今年度も補正をさせていただいて、何とか今年度、観光協会が実施する、特に旅行業者等との意見交換ですとか、あと会員向けの講演会ですとか、そういった最低限のといいますか、そういった予算の手当をさせていただいております。

これにつきましては、来年度さらにまた協会とも意見交換しながら、無尽蔵にという形にはなかなかかなりづらいとは思いますが、積極的な予算の措置をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議 長

そのほか、質疑はございませんか。

(大原貴明議員を指名)

大原議員

3款民生費の子育て世帯への商品券の配布について、お伺いしたいんですが、れども。

これ、今までも同様の商品券の配布事業というのは、別の予算等でもやられてたと思うのですが、それまでは実行委員会方式でやられてたのですが、今回はそういった実行委員会、組織されていないように思われます。どうも町の直営でやられるみたいなので、よくよく詳細が分からないのですが、これは前回までの商品券と同様に、例えば地域券、それから地域券以外で全て使えると、そういうふうに分けた商品券を、また設計されているのでしょうか、お伺いいたします。

議 長

(中川保健福祉課長を指名)

中川課長

大原議員の質疑にお答えします。

今回、子供対応ということで、1人2万円の商品券、それに含めて事業者さんで消費喚起を行っていただくということで、地元で使える商品券ということ

で、2本立てで考えております。

以上でございます。

議 長 （大原貴明議員を指名）

大原議員 2万円の内訳を、そこまで答弁いただいたらと思います。

議 長 （中川保健福祉課長を指名）

中川課長 大原議員の質疑にお答えします。

大変失礼いたしました。今回、2万円ということで、内容でございますけれども、限定券を8,000円、共通券を1万2,000円ということで考えてございます。

以上です。

議 長 （大原貴明議員を指名）

大原議員 分かりました。

これを聞いた理由が、今回は物価高騰でもありますけれども、子育て支援の充実というところが一つ、大きな目的となっていると思うのですが、残念ながら今、地域限定券をつくったところで、地域で子育て支援を充実させるために使うところが、非常に限られております。

例えば、赤ちゃんのおむつを買えるような個人事業主の店、地域限定のお店なんていうのは、今、ほぼないような感じがしております。

様々、今まででも、こういう商品券事業をやって、地域の経済を回すと言いつつも、買うところ、使うところがないという意見を、町民の皆さんからいただいている。これは今までもお伝えしたところだと思うんですが。

特に、この子育て支援事業に関しては、非常にそこが顕著に現れてくるんじゃないかと思います。

もう使うとなれば、例えばガソリンスタンドであつたりとか、髪を切りに行

く、子供さんとかですね、子供に限定すれば。そういうところにしか本当行かないような、非常に限定的な地域経済の向上にしか使えないことになると思います。

これは、保健福祉課だけじゃなくてなんですけれども、今後こういった商品券事業をやるのであれば、同時に町の経済にしっかりと投資をしていくというところもセットで、長期的に考えてやっていかないと、せっかくの商品券事業が、地域経済を回すことになかなかつながっていかないんじゃないかというふうに考えます。

なので、今後しっかりと、こういうことをやるときには、将来どういうふうに町をしていきたいのか、商業をどうしていきたいのかということも併せて、私は町の方針を出しながらやっていっていただきたいと思うんですけれども、その辺り副町長、町長いらっしゃらないので、もしお答えができるようであれば、お答えをいただきたいと思います。

議 長 (佐藤副町長を指名)

副 町 長 大原議員の質疑にお答えしたいと思います。

これまでも、プレミアム商品券等々、経済対策等で施策を展開させていただきました。やはり基本的には、地元の事業者の皆さんにできるだけ還元できるように、もう一方では、利用者側にも利用しやすいようにという、この両方をしっかり考えてやっていく必要があるということで、今までも限定券の対応をさせていただいています。

今、やはり町内の状況も変わっている中で、あと利用券を使う側のニーズ、そういったところも非常に、今、お話を伺いまして、大事だというふうに、改めて思っております。

ですから、これの進め方については、基本的なところを町長ともしっかりと確認をしながら、大原議員の御質疑に対しての対応はしていきたいというふうに思います。

議 長 大原議員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条

ただし書の規定によって、特に発言を許します。

(大原貴明議員を指名)

大原議員 特に、この事業みたいに、子ども・子育て支援とかいうことであれば、やはり先にそういった皆さんのニーズをしっかりと聞いて、地域経済を回すことも大事ですけども、もっと広い範囲でというか、そういうのが使えるところの限定券の割合を少なくして、町内でそういったものがちゃんと買えるように、やっぱり弾力的に制度は設計していただかないと、もうせつかくのものが、あまり使いにくいものになってしまっただけなのではないかと思うので、そこについては、今後はしっかりとやっていただきたいなというふうに思います。

以上でございます。

議 長 (佐藤副町長を指名)

副 町 長 大原議員の質疑にお答えしたいと思います。

今、保健福祉課長のほうで説明させていただいた件につきましては、町としては、案ということで考えてございますので、もう一度、今、大原議員からいただいた御意見をしっかりと受け止めさせていただいて、実際に執行に当たっては、町長ともそのところをしっかりと協議させていただいて、対応させていただきたいというふうに思います。

議 長 そのほか、質疑。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 環境センターのストックヤードのところを伺いしたいと思います。

ストックヤードの修繕料減額予算が計上されております。ストックヤード内の車両保管用の屋根が必要だと、そういった現場の声が届いております。

公共施設やインフラにおいては、長寿命化の対応がとられておりますけれど

も、センターにも高額な車両等があることを踏まえ、車両の長寿命化や適正な維持管理面から見ても、必要な屋根整備を急ぐべきではないかと思います。担当課の対応をお聞きします。

議 長 (菅 住民課長を指名)

菅 課長 岡部議員の質疑にお答えします。

ストックヤードの修繕費の減額につきましては、ストックヤードの機器点検にかかる費用のため、委託料への組み換えとさせていただきました。

担当課としましても、環境衛生センターの特殊車両等は高額であり、長期間使用することから、車両の適切な維持管理は不可欠であると考えております。

また、車両の長寿命化を図る観点からも、屋根付きの車両保管庫は必要と考えているため、環境衛生センターとも協議を行い、保管庫について検討中でもあります。具体的な内容が決まれば、地元自治会とも協議を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 あわせて環境センターの中のことをお聞きしたいんですけれども。

環境センター内では、手洗いを含めた飲料水の環境はどのように整備をされているのか、お聞きをします。

議 長 (菅 住民課長を指名)

菅 課長 岡部議員の質疑にお答えします。

現在、環境衛生センターの水道につきましては、山水を砂ろ過し、タンクのため、施設に通水している状態となっております。

受付棟及び管理棟付近に設置の外の水道につきましては、砂ろ過したものを使用しておりますが、管理棟内の給湯室では、簡易的なろ過装置に通してから

煮沸し、使用している状況となっております。

今年は記録的な猛暑ともなりまして、6月下旬から8月下旬までの最高気温の平均が30度を超えている状況となっていたようでございます。

このような状況のため、職員の熱中症対策等で、センター内に自動販売機は設置しておりますが、自動販売機のほかに、安心して使用できるウォーターサーバー等の設置など、環境衛生センターとも協議を行いまして、施設及び職員にとって効果的な対策を検討していきたいと考えています。

以上でございます。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 適切な対応をしていただきたいと思いますけれども。

私もつい先般、その飲料水環境をお聞きして、初めて知ったわけですが、環境センターの役割、職場環境からして、ごみ等に含まれる、例えば破傷風菌や、チリをはじめとして、センターの労働環境というものは、一般事務環境とは大きな差があります。

センター内職員の健康管理面からも、職場内環境を再点検して、最低限必要な環境を、早急に整備していただきたいと思います。

まとめを副町長にお聞きをしたいと思います。

議 長 (佐藤副町長を指名)

副 町 長 岡部議員の質疑にお答えしたいと思います。

御指摘のとおり、環境衛生センターというのは、住民の環境面を支える大事な部分でございます。職員も現場業務が多いということで、非常に暑い中、あるいはごみの収集ですとか、そういったところで、雨の中、非常に頑張っていると思います。

そういった中で、今、御指摘を受けた点というのは、すぐに改善する必要があると思いますので、いま一度、職員が安心して、安全で仕事ができるような環境づくり、再度再点検をして、対応させていただきたいと思います。

議 長 そのほか、質疑ございませんか。

 （岡部史夫議員を指名）

岡部議員 お聞きします。今回、児童増加に伴うスクールバス増便により、柳谷小学校代替バス業務委託料の増額とありますが、町内の小学校でスクールバス対応をしている学校名と児童数、送迎内容の状況をお聞きします。

議 長 （大西教育委員会事務局長を指名）

大西局長 岡部議員の質疑にお答えします。

 町内の小学校でスクールバスを利用しているところにつきましては、現在、柳谷小学校の１校のみとなっております。

 対象の児童数が９名でございます。

 内容につきましては、柳谷小学校の場合ですと、路線バスが走っておりますが、町営バスですけれども、町営バスが走らない路線がございますので、その部分をスクールバス化をしてございます。

 それと、下校時間に路線の定期バスがない場合に、町営バスの代替ということで、スクールバスを運行してございます。

 以上です。

議 長 （岡部史夫議員を指名）

岡部議員 小学校のスクールバス事業を行う趣旨、及び適用する上での基準をお聞きしたいと思います。

 また、現在、スクールバス事業の検討を行っている地域があれば、どのぐらいあるのか、この点についてもお聞きをします。

議 長 （大西教育委員会事務局長を指名）

大西局長

岡部議員の質疑にお答えします。

スクールバス事業を行う趣旨、それから適用の基準でございますが、町内でバス通学を適用している学校において、児童の安全な通学、それから学びの保障ということで、登校時間に間に合うようにということで、そういったところを図るために、路線バスの運行路線がない場合に、路線バスの代替としてスクールバスを運行してございます。

現在、町内で柳谷小学校以外の学校で、スクールバス事業の検討につきましては、現段階においては検討はございません。

以上です。

議 長

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員

今後、町内でスクールバス事業の趣旨に合致した校区が出れば、学校関係者及び地域住民の要望を踏まえ、適宜、対象されるということによろしいでしょうか。

議 長

(大西教育委員会事務局長を指名)

大西局長

岡部議員の質疑にお答えします。

現在のバス通学を適用している学校は、5校ございます。この適用内容につきましては、現在の久万小学校、父二峰小学校、面河小学校、美川小学校、それから柳谷小学校において、バス通学をしてございますが、この一部の区間から通学する児童が、バス通学の対象になっております。

今後ですが、町内でスクールバス事業の趣旨に合致した校区が出ればということでございますが、当然、路線バスなどがなくなった場合につきましては、その代替として、スクールバスを検討するというようなことが発生するものと考えております。

以上でございます。

議 長	岡部議員の本件に関する質疑は既に３回になりましたが、会議規則第５５条ただし書の規定によって、特に発言を許します。 (岡部史夫議員を指名)
岡部議員	来年度において、休校になる瀬戸際の学校は何校ぐらいありますか。
議 長	(大西教育委員会事務局長を指名)
大西局長	岡部議員の質疑にお答えします。 現在の教育委員会におきまして、学校の在り方というのを検討している状況でございますが、現段階で、その瀬戸際になる学校というところは、現在、検討もしておりますので、現段階ではございません。 今後の検討におきましては、そういったところのお話も出てくる可能性はございます。 以上でございます。
議 長	(岡部史夫議員を指名)
岡部議員	私は、確認しているという学校の意味をお聞きしたんじゃないなくて、瀬戸際の学校、瀬戸際の意味がどういうふうに理解されているのか分かりませんが、瀬戸際が５名なのか、あるいは２名なのか。そこらはやはり、語彙を酌み取っていただければ分かりますかと思えます。これは教育長にお答えいただきたいと思えます。
議 長	(住野教育長を指名)
教 育 長	岡部議員の質疑にお答えをいたします。 町内の９校あります小学校でございますけれども、久万小学校を除くほかの８校につきましては、かなり子供の数も激減をしている状況でございます。

極端に言いますと、もう1桁の学校も非常に多くございまして、どの学校を取り上げましても、本当に瀬戸際の学校というふうに言わざるを得ないかなというふうに考えているところでございます。

それぞれに、今、先ほども説明を局長のほうからいたしましたけれども、各学校の校区で、それぞれ在り方のことにつきましての座談会を、今、検討して、実施しているところでございますので、そういった地域の意見を聞きながら、今後そういったスクールバスの問題につきましても、合わせて検討をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

議 長 （岡部史夫議員を指名）

岡部議員 例えばですね、小規模校の保護者が、近隣等を含む校区外通学、こういったことを希望した場合、児童の通学の足の確保はどうなるのでしょうか。例えば、スクールバスの利用は、可能になる場合があるのでしょうか。

議 長 （住野教育長を指名）

教 育 長 岡部議員の質疑にお答えをいたします。

現行によります校区外通学の運用規定というのがございまして、その規定の中では、校区外通学が認められたとしても、校区外の学校に通学する手段等は、保護者の責任において行うものということになっています。

例えば、保護者の判断で、路線バスを利用とした場合の通学バスの費用につきましては、保護者の負担ということになります。

したがいまして、現行においては、教育委員会としてのスクールバス、これの児童送迎によりますことにつきましては、現在は行っていない状況でございます。

議 長 ここで昼食のため、休憩いたします。 （午前11時57分）
午後は1時から再開いたします。

(休 憩)

議 長 午前中に引き続き、会議を開きます。 (午後 1 時 0 0 分)

(西村総務課長を指名)

西村課長 午前中、岡部議員から防災センターのポンプの関係で、ポンプの能力について質疑がございましたので、回答させていただきます。

ポンプの能力は1. 1キロワットで、給水タンク、あそこのタンクは8. 4トンの水がありますが、それを送るためのポンプということになっております。

以上でございます。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 今、答弁いただきましたけれども、以前に、合同専門委員会でも質疑があったと思うんですけれども、道の駅と防災センターとの役割分担、こういった御質問があったかと記憶しておりますが、役割分担、こういうのはできているのでしょうか。仮にできていないとすれば、これはつくるべきではありませんか、お考えをお聞きます。

議 長 (西村総務課長を指名)

西村課長 岡部議員の質疑にお答えします。

危機管理室とさんさん久万高原の間で、災害が起きた場合の対応につきましては、令和3年3月に、災害時における道の駅天空の里さんさん施設の相互利用に関する協定を結んでおります。

しかしながら、細部について詰められてない部分が現状でございますので、道の駅と災害時の対応について、早急に協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長 そうしましたら、午前中に引き続いて。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 教育関連最後になりますけれども、午前中に質疑を申し上げました。答弁もいただいたことを踏まえながらお聞きします。

これから様々なことが起きるかと思っておりますが、保護者、地元の要望を踏まえ、例えば児童全員が校区外通学、こういったことを希望し、そして受入れ側も、受け入れましょうということで可能になった場合、児童のいなくなった学校ができた場合、その場合は、委員会としてどのように対応するお考えでしょうか、お聞きをします。

議 長 (住野教育長を指名)

教 育 長 岡部議員の質疑にお答えをいたします。

議員さん言われますように、児童のいない学校につきましては、休校、あるいは廃校という形になります。

保護者のほうからいろんな要望、あるいはその時期、また具体的な内容などにもよりますけれども、まずは保護者、そして地元の方々、そして学校関係者、そういった方々との検討や協議などを行いまして、最終的な判断につきましては、教育委員会において決定をしていくということになっております。

以上でございます。

議 長 そのほか、質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を終わります。

お諮りします。

議案第 6 9 号は、所管の常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第 6 9 号は所管の常任委員会に付託することに決定しました。

議長 日程第 1 4、議案第 7 0 号「令和 7 年度久万高原町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(中川保健福祉課長を指名)

中川課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 介護保険の現状について、お聞きをしたいというふうに思います。
平成 1 2 年 4 月 1 日に介護保険制度が始まりました。そのときを 1 期として、今は 9 期目かなというふうに思います。基準世帯の保険料が 6, 9 5 0 円ですかね。県下では 3 番目ぐらいに保険料が高い。
特に今、介護離職者が増えているというふうに聞いております。また、久万高原町は消滅するんじゃないかとも言われております。
若い人たちがここで住んでいただいて、介護保険がいつまでも続けていけ

るようなまちづくりをしないと、町は大変なことになるというふうに思います。

いろいろと言われております介護の関係、報酬が上がらない。最近まではケアマネジャーが少ないと言われておりましたが、今は充足しておるように聞いております。

今、決算のそれなりの報告がありましたが、介護保険、今後において担当課長として、どのような見通しを考えておられるのか。現状は、職員が足りているのか足りていないのか、その辺をお聞きしたいと思います。

議 長 (中川保健福祉課長を指名)

中川課長 瀧野議員の質疑にお答えします。

介護給付費の状況でございますけれども、令和２年度までは増加傾向にありまして、１７億円まで増加いたしました。令和３年度以降は、令和元年度と同程度の約１６円で推移をしております。９期の初年度である令和６年度の給付費につきましては、計画値に対しまして、約９，２００万円減額の、給付額が１０億８，２００万円ということで、計画比でいきますと９４．５％となっております。

第９期の計画の中の今後２年間の給付費でございますが、認定者数は横ばいになることから、１５億から１６億円程度で推移するものと見込んでございます。

介護の慢性的な人材不足のほうが見られておりますけれども、介護保険事業自体の運営に関しましては、問題なく維持運営ができていているという状況でございます。

以上です。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 第１期から始まって第９期になつてくると思うんですね。その当時は、大体、保険料も６段階、９段階、今は１３段階までになっております。

それはそれなりに、世の中が複雑になってきたからだというふうに感じてお

ります。

被保険者も随分減ってきた。介護保険事業がどのようになっていくのか。町民の皆さん、我々にしてみたら、すごく興味があるわけであります。介護保険がその町の行く末を占っておると言っても違いではないと、私は思っております。

現在、被保険者が減ってきて、保険料が少なくなる。40歳から64歳までの2号被保険者と、65歳以上の1号被保険者、また国が25%、町、県が12.5%、全体の50%を国県町が担っております。

そういった中で、被保険者が少なくなるということについては、やはり将来が危ぶまれるんじゃないかなというふうに思います。

先ほどお聞きしたのは、現状はどうですかというふうにお聞きしたんですが、そのことについて、答弁をいただけたらと思います。

議 長 (中川保健福祉課長を指名)

中川課長 瀧野議員の質疑にお答えします。

現状でございますけれども、本町の要介護認定者数は1,000人ほどで推移しております。

令和6年度の実績ですけれども、991人ということで、認定率は27.8%となっております。やはり介護の事業の基本であります高齢者の方に、生き生きとした暮らしをしていただくということで、介護にかからない、食生活の改善であったり、健康的な運動の推進であったり、そういった事業を展開いたしまして、久万高原町で介護者の増加がないように、事業のほうは推進していきたいというふうに考えております。

以上です。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 被保険者も少なくなったり、高齢者も少なくなったり、施設経営をされておいでる皆さんもおいでたり、介護保険、先ほど言ったように、基準世帯の保険

料、6,950円やと思うんですね、今。第9期の保険料。

そういった中で、施設も、今現在入られとる方が、90歳前後の方が多。最近亡くなられていっておるのは、施設に入っておる方が多いわけですが、そういった中で、高齢者の問題、それから介護保険の制度の問題、これが安定して、これから5年なり6年なりは続けることができるのか、今の現状をちょっと教えていただきたいと。どうですか。

議 長 (中川保健福祉課長を指名)

中川課長 瀧野議員の質疑にお答えします。

介護保険の現状でございますが、先ほど申しましたとおり、計画値に対して、給付費のほうが減額ということになっております。久万高原町といたしまして、第9期は残り、今年度も入れまして2年間ございますが、同額程度、もしくは若干、給付費のほうは減額するというふうに見込んでおります。

以上です。

議 長 そのほか、質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を終わります。

お諮りします。

議案第70号は、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにしたと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

議 長

お諮りします。

日程第１５、議案第７１号「久万高原町固定資産評価審査委員会委員の選任について」から、日程第１９、議案第７５号「久万高原町固定資産評価審査委員会委員の選任について」の５件は関連がありますので、一括議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第７１号から議案第７５号までの５件は、一括議題とすることに決定しました。

議 長

議案第７１号「久万高原町固定資産評価審査委員会委員の選任について」から、議案第７５号「久万高原町固定資産評価審査委員会委員の選任について」までの５件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(佐藤副町長を指名)

副 町 長

議案第７１号「久万高原町固定資産評価審査委員会委員の選任について」、下記の者を久万高原町固定資産評価審査委員会の委員に選任したいから、地方自治法第４２３条第３項の規定により、議会の同意を求める。

令和７年９月９日提出、久万高原町長。

人事案件でございますので、空欄で提案させていただいております。御記入をお願いいたします。

住所、久万高原町東明神甲１９９６番地、氏名、加藤博副、生年月日、昭和３１年１０月１２日です。

提案理由ですが、本町固定資産評価審査委員会委員のうち、加藤博副委員が、令和７年９月末をもって任期満了につき、その後任委員の選任でございます。

加藤博副さんは、令和２年６月から固定資産評価審査委員会委員として御活躍いただいておりますが、引き続いて選任したく提案するものでございます。

議案第７２号「久万高原町固定資産評価審査委員会委員の選任について」、下記の者を、久万高原町固定資産評価審査委員会の委員に選任したいから、地方自治法第４２３条第３項の規定により、議会の同意を求める。

令和７年９月９日提出 久万高原町長。

住所ですけれども、久万高原町上畑野川甲７４２番地１、氏名、小倉明二。生年月日、昭和３５年１月２３日です。

提案理由ですけれども、小倉明二委員が、令和７年９月末をもって任期満了につき、その後任委員の選任でございます。

小倉明二さんは、令和４年１０月から、固定資産評価審査委員会委員として御活躍いただいておりますが、引き続いて選任したく、提案するものでございます。

議案第７３号「久万高原町固定資産評価審査委員会委員の選任について」、下記の者を久万高原町固定資産評価審査委員会の委員に選任したいから、地方自治法第４２３条第３項の規定により、議会の同意を求める。

令和７年９月９日提出 久万高原町長。

住所ですけれども、久万高原町本組８３９番地、氏名、菅 義彦。生年月日、昭和３２年１１月２９日です。

提案理由ですが、菅 義彦委員が令和７年９月末をもって任期満了につき、その後任委員の選任でございます。

菅 義彦さんは、令和２年１１月から固定資産評価審査委員会委員として御活躍いただいておりますが、引き続いて選任したく、提案するものでございます。

議案第７４号「久万高原町固定資産評価審査委員会委員の選任について」、下記の者を久万高原町固定資産評価審査委員会の委員に選任したいから、地方自治法第４２３条第３項の規定により、議会の同意を求める。

令和７年９月９日提出 久万高原町長

住所ですけれども、久万高原町黒藤川７４１番地、氏名、釣井好春。生年月日、昭和３８年４月１９日です。

提案理由ですけれども、田野典孝委員が、令和7年9月末をもって任期満了につき、その後任委員の選任でございます。

釣井好春さんは、地域での信望も厚く、町役場、課長職も含め、卓抜なる見識を有していることから、今後、固定資産評価審査委員会委員として、十分に御活躍いただけるものと考えますので、今回、新たに選任いたしたく提案するものでございます。

最後になります。議案第75号「久万高原町固定資産評価審査委員会委員の選任について」、下記の者を久万高原町固定資産評価審査委員会の委員に選任したいから、地方自治法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

令和7年9月9日提出 久万高原町長

住所です。久万高原町柳井川1670番地、氏名、鶴井勝明、生年月日、昭和33年11月17日です。

提案理由ですけれども、鶴井勝明委員が、令和7年9月末をもって任期満了につき、その後任委員の選任でございます。

鶴井勝明さんは、令和4年10月から固定資産評価審査委員会委員として御活躍いただいておりますが、引き続いて選任したく、提案するものでございます。

以上、御審議をよろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

質疑、討論、採決は1件ずつ行います。

議案第71号について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

議案第 7 1 号は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第 7 1 号「久万高原町固定資産評価審査委員会委員の選任について」は、理事者提案のとおり同意することに決定しました。

議 長

次に、議案第 7 2 号について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

議案第 7 2 号は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長	異議なしと認めます。 したがって、議案第 7 2 号「久万高原町固定資産評価審査委員会委員の選任について」は、理事者提案のとおり同意することに決定しました。
議 長	次に、議案第 7 3 号について、質疑を行います。 質疑をされる方はございませんか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 これより討論を行います。 討論される方はございませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。 これより採決します。 お諮りします。 議案第 7 3 号は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議案第 7 3 号「久万高原町固定資産評価審査委員会委員の選任について」は、理事者提案のとおり同意することに決定しました。
議 長	次に、議案第 7 4 号について、質疑を行います。 質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
議案第74号は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第74号「久万高原町固定資産評価審査委員会委員の選任について」は、理事者提案のとおり同意することに決定しました。

議 長 次に、議案第75号について、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長	討論なしと認めます。 これより採決します。 お諮りします。 議案第 7 5 号は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議案第 7 5 号「久万高原町固定資産評価審査委員会委員の選任について」は、理事者提案のとおり同意することに決定しました。
議 長	日程第 2 0、議案第 7 6 号「久万高原町教育委員会委員の任命について」を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 (佐藤副町長を指名)
副 町 長	議案第 7 6 号「久万高原町教育委員会委員の任命について」、下記の者を久万高原町教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。 令和 7 年 9 月 9 日提出 久万高原町長。 人事案件でございます。空白でございますので、御記入をお願いいたします。 住所、久万高原町柳井川 3 3 6 8 番地、氏名、長谷 薫、生年月日、昭和 5 4 年 1 1 月 6 日。 提案理由ですけれども、教育委員の長谷 薫氏は、令和 7 年 9 月 2 8 日をもって任期満了となるため、その後任委員の任命でございます。 長谷 薫氏は、令和 3 年 9 月 2 9 日に教育委員に就任し、1 期目の任期が満了となりました。人格高潔で、教育、学術及び文化に対して高い見識を有しており、教育委員会委員として適任でありますので、引き続き委員に任命いたしたく提案するものでございます。

		どうか御審議のほど、よろしくお願いいたします。
議	長	提案理由の説明が終わりました。 これより、質疑を行います。 質疑される方はございませんか。 (なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。 これより討論を行います。 討論される方はございませんか。 (なしの声)
議	長	討論なしと認めます。 これより採決します。 お諮りします。 議案第 7 6 号は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、議案第 7 6 号「久万高原町教育委員会委員の任命について」は、理事者提案のとおり、同意することに決定しました。
議	長	お諮りします。 日程第 2 1、報告第 6 号「令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率の報告について」、及び日程第 2 2、報告第 7 号「令和 6 年度決算に基づく資金不足比率の報告について」は、関連がありますので、一括報告にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、報告第6号及び報告第7号は、一括報告することに決定しました。

議長 報告第6号「令和6年度決算に基づく健全化判断比率の報告について」及び、報告第7号「令和6年度決算に基づく資金不足比率の報告について」を一括報告とします。
提出者の報告を求めます。

(西村総務課長を指名)

西村課長 議案に基づき報告

議長 提出者の報告が終わりました。
これより一括して質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 健全化判断、これは6ページにもございますけれども、数値として出ているのは実質公債費比率だけで、あとは良好というふうなことでございます。
ただ、関連して実質単年度収支、いわゆるこの実質単年度収支が事業年度の実質的な収支ということになります。
この収支の数値そのものが、その町の正確な指標になるということになると思いますが、その数値の説明と、前年度比較、対比についての説明をお願いします。

議 長 (西村総務課長を指名)

西村課長 岡部委員の質疑にお答えします。

実質単年度収支の関係でございますが、一般会計におきまして、令和6年度実質単年度収支がマイナス3億7,071万円というふうになっております。

前年度、令和5年度におきましては、マイナスの6億8,544万6,000円という収支状況でございます。

以上でございます。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 令和6年と令和5年、3億ほどの開きがございます。この3億ほどの開きの主な理由は何なんでしょうか。

議 長 (西村総務課長を指名)

西村課長 岡部議員の質疑にお答えします。

手元に詳細な資料を持っておりませんので、後ほどまた回答をさせていただきます。

議 長 そのほか、質疑ございませんか。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 私は、以前にも監査委員さんにお聞きをしました。町の特別会計、一般会計、それはどのような流用をされても自由だと思いますが。

公営企業会計法、その中で、小規模町村だから、交付金を頂いて、一般会計から繰り入れることができると。

それによって、黒字だから黒字、これでは実際の町の経営は、私は見えんのではないかなと思うのですが、そこら辺についてはどうなんですか。官庁簿記

は私は分かりません。複式簿記でないと、現在の、それこそ発生主義ですから、起きたときに伝票を切って、常に状態は複式簿記だと分かります。官庁簿記は分かりません。単年度、予算、決算、単年度簿記ですから。これで町の将来の経営は見えますか。現在の状態も見えますか。

本当は、全部赤字なんですね。事業経営は全部赤字ですね。この今の報告があった分。

その辺については、どういうからくりがあるのか、教えてください。

議 長 (佐藤副町長を指名)

副 町 長 瀧野議員の質疑にお答えしたいと思います。

瀧野議員おっしゃいますように、町の会計は一般会計、特別会計、企業会計、多くの会計で本町の場合は構成されております。

先ほど、実質公債費比率につきましては、全ての会計を入れた数値、町全体の実質公債費比率、一般会計だけではないというところを、まず御理解いただきたいというふうに思います。

それと、もう1点、繰出金、瀧野議員が言われますように、企業会計、それから特別会計とも、一般会計からの繰出金を予算化して執行しておりますけれども、繰出金につきましては、国のほうが定めた繰出基準というのがございます。このルールにのっとって繰出をしていくわけですがけれども。本町の場合は、下水道関係とかにつきましては、繰出基準を超えた部分も、瀧野議員が言われますように、支出をして企業会計を維持しているというところでございます。

今、説明させていただきました財政判断基準と申しますのは、評価でも総括でも申しましたように、現時点での輪切りの町の状況でございますので、瀧野議員が言わんとされるところは将来的なところ、あるいは複合的なところが見えづらいんじゃないかと。そこがしっかり押さえられているのかというところだと思います。

これについては、瀧野議員も御存じのように、通常の決算を公会計に置き換えて公表しております。その中で、民間の企業会計に類した形で、そのルール

でもって数字を公表させていただいておりますので、そういったところで、瀧野議員がおっしゃる視点での公表は行っているという状況でございます。

議 長 （瀧野 志議員を指名）

瀧野議員 全体的なことはある程度、かまわんと思うのですが、特別会計、今の公営企業会計、それぞれに単一の会計やと赤字ですよ。それは、国のルールの中で、交付金を頂いて、一般会計から繰り入れたら、黒字になつとということなんですよ。

ほやけど、以前から言いよるのは、やっぱり実質的な流れの中で、報告は、繰り入れたら黒字になるんじゃないしに、分けとるということは、公営企業会計、それから特別会計ということは、経営の内容については、しっかりと報告すべきじゃないかと思うんですよ。

役場の中のお金を流用したらいかんとかなんとかいいよんじゃないですよ。特別会計やろうが公営企業会計やろうが、役場のお金は一つですから、流用するのは構わん。

だけど、経営状態はしっかり報告すべきじゃないかということです。

議 長 （佐藤副町長を指名）

副 町 長 瀧野議員の質疑にお答えしたいと思います。

今回も決算の報告をさせていただきましたけれども、その中でも監査委員さんの意見を付して、今回、決算審査で審査をいただくということになっております。

それから、繰り返しになりますけれども、国の方向として、やはり公会計の考え方を取り入れての、分かりやすい公表というところは、毎年、決算を基に整理をさせていただいて、ルールに沿った形で、公会計の決算報告をさせていただいております。

その説明の仕方、分かりやすくといったところは、これからやはり議会の皆様にも説明をしていく必要があると思いますので、そこは検討していきたい

というふうに思います。

議 長 （瀧野 志議員を指名）

瀧野議員 実質公債費比率、それから将来負担比率、それから経常経費比率。経常経費比率も 88% だったんですかね。八十四、五%、何も悪いことはないですね。

だけど、実際の経営を町民にも知らさないかんと思うんですが、そのルール上、国は交付税をいただいて、その交付税によって繰り出して、それプラス・マイナスすることはできる、ルールは分かるんですね。だけど、これが今年も 44 億、45 億近く普通交付税をいただいておりますという報告があった。

この普通交付税にしても、参議院選挙の後どうなるか分からなくなって言いよったけど、今年もこれだけありましたという報告ありましたよね。

これもはっきり言って、もう日本全国がこういう状態ですから、どういうふうになるか分からん。やはり本当に町は独自で、独自の健全経営をしていく考え方、これは以前から言いよるように、これを持つべきじゃないんかということですよ。

ある日突然、例えば行政サービス、数限りなくありますよね、これ。莫大な金だと思いますね。

ほかの質問でさせていただこうとは思っておりますけれども、やはり健全経営に近い状態を、人口減少とかいろんなこと考えてくると、もうすぐに切り替えたりすることは、経営というのはできないですね。ということは、前もって取り組んでいかんと、その状態には近づかん。それを私は、以前から同じようなことを言いよるんですが、この点に対する考え方はどうなんですかね。

議 長 （佐藤副町長を指名）

副町長 瀧野議員の質疑にお答えをしたいと思います。

やはり行政サービスを行っていく上での大前提となるのは、自立可能な財政運営があつての行政サービスだというふうに思います。

本町の場合、御存じのように、面積も県下で一番広い。いろんなところで行

政コストがかかっているのは現実ですけれども、実際にそこで住民が生活いただいて、行政サービスを維持していくということは、これは我々の大事な使命だというふうに思っております。

その中で、人口が減っていく。そうすると交付税の今後の状況、そういったところも御心配のとおりだというふうに思います。

その中で、一つだけで改善ができる財政ではないというふうに思います。いろんな生活インフラの関係でありますとか、老朽化、それから上下水道の問題、それから住民の安心安全を守る病院の維持、いろんなところがやはり、瀧野議員が一番心配されているところだというふうに思います。

そういう意味では、以前から、瀧野議員の一般質問で、町長も答弁させていただいていますけれども、行政サービスをするための財政の持続可能な取組ということは、常に意識して、その努力をしていく必要があろうというふうに思いますので、その点は今後もしっかりと、議員の指摘に対して取り組んでいきたいというふうに思っております。

議 長 そのほか、質疑ございませんか。

（なしの声）

議 長 質疑を終わります。

以上で、報告第6号「令和6年度決算に基づく健全化判断比率の報告について」、及び報告第7号「令和6年度決算に基づく資金不足比率の報告について」を終わります。

議 長 日程第23、報告第8号「令和6年度久万高原町の教育に関する事務の点検評価報告について」を議題とします。

提出者の報告を求めます。

（大西教育委員会事務局長を指名）

大西局長	議案に基づき報告
議 長	提出者の報告が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑をされる方はございませんか。 (岡部史夫議員を指名)
岡部議員	文化財の関連のところがございますが、65ページでしょうか。歴史文化に関連することについては、そこに住む者、そしてそこを故郷とするもの、そういった方々にとっては地域の誇りであり、それぞれの自分たちの誇りにもつながる。そして最終的には、やはり故郷を大事にしようという形の輪が広がってくるものかと思っております。 一部には中山家を活用した取組事業等々ありますけれども、やはり子供たちがこの町をこよなく愛していこうという気にするためにも、やはり小さい頃からの日頃の、教育委員会を含めた、子供たちにもそういう伝承をしていくという、触れ合いをつける、環境を整えていくと、それが非常に大事だと思うんですけれども、これこそが、やはり町外流出を防ぐ大きな源にもなるのかもしれませんが、そこらあたりは、今まで以上に、今後も力を入れないと、若い方の流出は続くと思いますが、この文化事業、こういうものにも、今まで以上に取り組む必要があると思いますが、教育長、その辺のお考えをお聞きしたいと思います。
議 長	(住野教育長を指名)
教 育 長	岡部議員の質疑にお答えをいたします。 議員さん言われますように、町内にありますこの文化財施設でございますけれども、旧、合併前の美川のほうでも、一生懸命取り組まれていた施設かと思っておりますが、合併後にこういった事業を、本当に町ぐるみで、子供たちにもしっかりと伝えていかなければいけないというふうにも考えておるところでござ

ざいます。

実際、事業といたしましては、昨年、一部大学のほうの支援もいただいたり、地元の出身の画家の方にも支えていただきまして、山中家住宅も含めた遺跡の方のPRなどもさせていただいたところでございますが、今年度は一つ広げて、旧美川の地域の子供たちではなくて、今度は久万中学校の子供たちに、そういった美川にあります山中家への史跡・遺跡、そういったものの興味を持たせるという意味から、山中家住宅の壁面にあります障子の制作なども取り入れて、活動していただいております。

10月になりましたら、そういったふうな形で、活動した実績を公表できるかというふうに思っておりますが、こんな形で少しずつ町内の子供たちにも、町内にあります、そういう史跡、あるいは文化財的な活動のできるもの、関わられるものなどについての紹介も含めて、子供たちへの意識づけをしっかりとさせていきたいというふうに考えているところでございます。

議 長 そのほか、質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を終わります。

以上で、報告第8号「令和6年度久万高原町の教育に関する事務の点検評価報告について」を終わります。

議 長 ここで、2時10分まで休憩いたします。 (午後1時58分)

(休憩)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。 (午後2時10分)

(西村総務課長を指名)

西村課長 先ほど岡部議員から質疑をいただきました、実質単年度収支の関係の答弁をさせていただきます。

実質収支において、前年度から実質収支は増加しており、6億9,391万6,000円となっております。単年度収支が5,666万円の黒字となっております。実質単年度収支は3億7,701万円の赤字ということになります。

この要因としましては、前年に比べまして、赤字額が減ったのが一つの要因。もう一つの要因としまして、単年度収支が黒字に転じたこと、これも一つの要因となっております。

また、財政調整基金の取崩しの額が減少した、ここも加味されて、実質単年度収支の金額が減ってるというのが現状でございます。

以上で説明を終わります。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 申し訳ないんですけども、再度お聞きしたいんですけどもね。

赤字額が減ったという、この赤字額が減ったというのは、ちょっと分かりにくいんですが、どういう赤字が減ったんでしょうか。

議 長 (西村総務課長を指名)

西村課長 岡部議員の質疑にお答えします。

私の表現が非常に悪くて申し訳ございませんでした。実質単年度収支の赤字額が、前年度に比べて減りましたよという表現でございます。

以上でございます。

議 長 そうしましたら、日程第24、報告第9号「公益社団法人久万高原農業公社の経営状況報告書について」を議題とします。

提出者の報告を求めます。

	(西森農業戦略課長を指名)
西森課長	議案に基づき報告
議 長	提出者の報告が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑をされる方はございませんか。 (岡部史夫議員を指名)
岡部議員	10ページを見てみますと、最終的に47万9,891円のマイナスということで、前年度から大きく後退をしているというふうに見えます。 中身を見ると、やはり研修生のそれぞれの管理を任されている棟ごとの実績あたりを比較しますと、前年よりも多い人もいるし、極端にマイナスになっている、そういうふうな研修生の栽培力といいたいでしょうか、あるいは病気とか障害とか、そういうものも影響はしているのかなと思いますが、全般的に見て、この担い手共通の、担い手の部分の前年度との差ですけれども、これはどのように分析をされているのでしょうか。
議 長	(西森農業戦略課長を指名)
西森課長	岡部議員の質疑にお答えいたします。 先ほど、議員さんも申されましたとおり、3名就農しまして、新たに3名が入ったという形で、それぞれその研修生によっては、生産が多い研修生と、また圃場の関係もありますけれども、少ない研修生と、差がありますので、人間がつくることになりますので、若干、その生産能力の差が出てきているのではないかと考えております。 以上でございます。
議 長	(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 視点を变えてお伺いしますが、農地利用集積円滑化事業、これを実施されており
ます。

町内の小規模農家では、なかなか受託者が見つからないケースが多いと聞いて
おりますけれども、この事業は、農地集積にどの程度役に立っているのか、
お聞きをします。

あとまた、農地バンク機構、こういった関連性、これも含めてお聞きをした
いと思います。

議 長 (西森農業戦略課長を指名)

西森課長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

農地利用集積円滑化事業につきましては、令和2年4月に農地中間管理事業
に統合一本化され、現在は農地中間管理機構が中間管理団体として事業を継続
しておる次第でございます。

農地の集積につきましては、農業委員会等の関係機関とも情報を共有し、若
手農業者等にもあっせんしているものの、条件不利地や生産性の低い農地につ
きましては、貸手、借手双方のマッチングがうまくいかなく、そういうところ
が多い状況にあります。

また、農地の受入れになるものにつきましては、認定農業者、認定新規就農
者、地域計画の目標地図に位置づけられたもの等の要件があることから、農業
公園の研修卒業生や、稲作を主とする若手農業者を中心に、順次、利用集積が
図られており、令和6年度末現在では、集積面積は20.7ヘクタールとなっ
ております。

内訳につきましては、農地中間管理事業15.5ヘクタール、農地利用集積
円滑化事業で5.2ヘクタールでございます。

農地利用集積円滑化事業につきましては、令和2年3月までに利用権を設定
したもので、契約期間終了を迎えていないものが対象となります。

以上でございます。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 公社においても、ビニールハウスをたくさん管理されております。

そこで、最近の高温障害、そういうものに対して、どのように取り組まれているのか。そして、高温障害対策、こういったものの成果について、町内の農家の方に、その成果の公表、あるいは指導等に生かされているのか、その実態をお聞きしたいと思います。

議 長 (西森農業戦略課長を指名)

西森課長 岡部議員の質疑にお答えします。

高温障害対策としましては、紫外線量を減らす遮光シートの設置を行っているところでございます。

遮光シートをすることで、野菜のみならず、人の作業をする上でも、涼しく、効果があると聞いております。

これに細霧冷房を組み合わせると、さらに効果が高くなりますが、細霧冷房が設備投資には若干高いということで、農家の方も苦勞されているという状況になります。

農協におきましても、同様な形で試験を行っておりますので、今後、成果につきましても、これからになると思いますけれども、農家の皆様には公表していきたいと考えております。

以上でございます。

議 長 そのほか、質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を終わります。

以上で、報告第9号「公益社団法人久万高原農業公社の経営状況報告書について」を終わります。

議 長	日程第 25、報告第 10 号「株式会社林業商社天空の森の経営状況報告書について」を議題とします。 提出者の報告を求めます。 (小野林業戦略課長を指名)
小野課長	議案に基づき報告
議 長	提出者の報告が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑される方はございませんか。 (岡部史夫議員を指名)
岡部議員	天空の森の設立の際に、河野町長は、設立から 3 か年は、町の委託事業に取り組みながら経営基盤を確立したいと語られておられました。 現状において、経営基盤はどのように確立をしているのでしょうか。ここは総括で、副町長にもお聞きしたらと思います。
議 長	(佐藤副町長を指名)
副 町 長	岡部議員の質疑にお答えしたいと思います。 会社の経営基盤の確立につきましては、先ほど報告もありましたように、町の委託事業に取組、着実に実績を積みながら、町の林業木材産業の振興に資する。現在は、独自の事業展開を検討しているところでございます。
議 長	(岡部史夫議員を指名)
岡部議員	私が聞いたかったのは、3 年間は町の委託事業に取り組みながら基盤を確立

した、経営基盤を確立したいと語られていたわけですよ。ですから、3か年がもう済むわけですね。

だから、その3か年を踏まえて、経営基盤がどのように確立しているのかをお聞きしております。

議 長 (佐藤副町長を指名)

副 町 長 岡部議員の質疑にお答えしたいと思います。

令和6年度で3年目というところで、資料にございますように、先ほど言いましたけれども、町の委託事業を中心に事業を展開して、経営基盤といたしましては、直近の3年間の損益の状況の推移もございますように、着実に純資産のところも充実をさせてきている。こういうところに経営基盤が強化されてきているというふうに思いますし、またソフト面では、やはり3年間、様々な事業を展開することによって、会社にもノウハウも蓄積されてきているというところでございます。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 最後にしたいと思います。

いわゆる3か年は準備期間というふうに、私たちも捉えておりました。当然、町の事業、委託事業を踏まえながらやってきたわけです。ですから、これからは、商社としての本領を発揮する。いわゆる初期の目的であった流通事業にも関わる、そして利益を出していく。これが最初の商社設立の際の大きな趣旨でございました。

今後において、この流通事業にも関わっていき、かつ利益を出していこうとする、そのめどはつきつつあるのか、そこをお聞きします。

議 長 (小野林業戦略課長を指名)

小野課長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

株式会社林業商社天空の森は、令和４年２月に開業して以来、中小企業建築業協会と連携をいたしまして、ハウスメーカーと製材業者の仲介を行う、安定的な木材確保システムを構築して、運用に向けて活動を続けてきておりました。

現在は、人口動態の変化、また経済状況、環境の厳しさなどによる木造住宅着工戸数の減少、また国の補助事業の方針転換等により、取組が困難な状況にあるということではございますが、流通事業に関わっていくという、会社の方針に関しては変わりございません。

以上でございます。

議長 そのほか、質疑ございませんか。

(なしの声)

議長 質疑を終わります。

以上で、報告第１０号「株式会社林業商社天空の森の経営状況報告書について」を終わります。

議長 日程第２６、報告第１１号「株式会社いぶきの経営状況報告書について」を議題とします。

提出者の報告を求めます。

(小野林業戦略課長を指名)

小野課長 議案に基づき報告

議長 提出者の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 令和6年は、久方ぶりの降雪という気象条件の中での、事業計画を1,200万下回る実績とはいえ、純利益900万余りの結果というものは、株式会社いぶきの実力に尽きるのかなというふうに考えております。

現場が国有林野ともいいながら、ここ数年、順調に利益を出し続けている理由は、担当課としてどういうことが考えられると思われますか。

議長 (小野林業戦略課長を指名)

小野課長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

株式会社いぶきは、主力事業として国有林や事業に取り組んでおります。約20年前から、この分野に進出をしております。

過去10年には、特に重点的な取組を続け来ており、従業員の減少に伴い、人件費も抑制され、かつて40名規模であった従業員数は、近年では25名ということになり、ベテラン社員の退職、それから独立が要因で、3,000万程度の人件費削減効果が得られているというところでございます。

一方、生産性については、林業機械の大型化、また導入拡大等によりまして、向上しているということでございますので、さらに働き方改革、それから業務のアウトソーシングの推進によって、社員のモチベーションにも向上している、業務の効率化が図られているというところが大きな要因で、利益が出ているというところでございます。

以上でございます。

議長 そのほか、質疑ございませんか。

(なしの声)

議長 質疑を終わります。

以上で、報告第11号「株式会社いぶきの経営状況報告書について」を終わります。

議長 日程第２７、報告第１２号「株式会社みかわの経営状況報告書について」を議題とします。

提出者の報告を求めます。

（高木まちづくり戦略課長を指名）

高木課長 議案に基づき報告

議長 提出者の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（岡部史夫議員を指名）

岡部議員 株式会社みかわの経営については、非常にここ数年、堅調かというふうに見ております。この順調な経営そのものの要因についてもお聞きをしたいと思えます。

あわせて、この道の駅事業で公衆トイレが併設されております。駐車場については、そんなに広いとも言えない状況の中で、安定した集客ができています。非常に、どういう戦略を持ってやられているのか、興味があるところでございます。

そこらあたりもお聞かせいただくとともに、シーズンオフというのは当然あるわけですが、シーズンオフなどの経営戦略も併せてお聞きできればと思います。

議長 （高木まちづくり戦略課長を指名）

高木課長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

まず最初でございます。株式会社みかわの経営状況、売上げの伸長という点

でございますが、大きく三つあると思っております。

まず1点は、従業員が様々なアイデアを出して、企画される催事、こういったものが頻繁に行われているという点が1点。もう一つが、オリジナル商品、これもみかわの道の駅でないと買えないものですとか、そういったものの商品開発。そして3点目が、食堂のメニューというのが、一定、高評価をいただいているというところで、こういった大きく三つの要素が、来場者数の増加につながり、売上げが伸長しているというふうに考えております。

2点目でございます。公衆トイレにつきましてでございますが、これにつきましては、議員御指摘のとおり、このトイレを目的に立ち寄っていただく方も非常に多いということございまして、経営に一定の大きな役割を果たしていただいているというところでございますが、冬期につきましては、やはりお客さんが減るということと、このトイレ管理は通常業務として行うということで、経営上、少し負担になっているという事実もございますが、そういった点におきましても、道の駅みかわでは、例えばですけれども、遊休スペースで営業許可を取得して、漬物の製造を行っておりますとか、また、先ほどの話と重複しますが、クラフトビールをはじめとするプライベートブランド、商品開発。また、閑散期の弾力的なシフト制という形で、人件費の調整等を取っているというところが、売上げの確保と経営コストの抑制を両立をしているというところではないかというふうに分析しております。

以上でございます。

議長 そのほか、質疑ございませんか。

(なしの声)

議長 質疑を終わります。

以上で、報告第12号「株式会社みかわの経営状況報告書について」を終わります。

議長 日程第28、報告第13号「一般財団法人柳谷産業開発公社の経営状況報告

書について」を議題とします。

提出者の報告を求めます。

(高木まちづくり戦略課長を指名)

高木課長 議案に基づき報告

議長 提出者の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑をされる方はございませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 令和8年度から、姫鶴荘の運営がどういうふうになるか、これは未定でございますけれども、現状を見ると、牛の関係についても、前年度よりは若干盛り返した感がありますが、なかなか以前のような盛況ぶりが見られないという状況の中で、抜本的な赤字策や経営の安定化に向けた公社としての取組や考え、また今後、町として、どのように関わっていくおつもりなのかをお聞かせいただきたいと思います。

議長 (高木まちづくり戦略課長を指名)

高木課長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

令和6年度決算につきましては、議員御指摘のとおりでございます、姫鶴牧場、姫鶴荘事業と畜産事業ということが、かなり赤字を膨らませているという状況でございます。

令和8年度以降の指定管理につきましては、姫鶴事業、今のところ柳谷開発開発公社は、公募しないということを決定されておりますので、残る畜産事業につきましては、子牛の販売事業の改善に向けて努力を、今現在進められているというところでございます。

今年度につきましては、町が中小企業診断士を招聘しまして、公社の経営分析、問題把握、業務改善を提案いただくという支援を講じておりますので、早急に経営改善に向けた取組に、この御提案を結びつけていくというふうなことを、取り組みたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長 そのほか、質疑はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑を終わります。

以上で、報告第13号「一般社団法人柳谷産業開発公社の経営状況報告書について」を終わります。

議長 日程第29、報告第14号「株式会社さんさん久万高原の経営状況報告書について」を議題とします。

提出者の報告を求めます。

(高木まちづくり戦略課長を指名)

高木課長 議案に基づき報告

議長 提出者の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑をされる方はございませんか。

(大原貴明議員を指名)

大原議員 本報告書の総括的事項として書かれた冒頭の3ページ目なんです。

引用しますけれども、町では地域観光を一手に担う統合型観光DMO設立の

検討がなされており、今後、町の方針が決定次第、準備を進める旨、記載がございますけれども、現状、町有観光施設を管理する観光三セクについて、3社あると思いますけれども、その議論は重複している管理部門等を、まず整備統合を通して経営改善を進めることであるというところじゃなかったかなと認識をしております。

これら3社に関しては、特にこのさんさんについては、規模の割に非常に純利益が少ないということから、経営改善は当然求められていると思うのですが、このことに関して、令和5年の9月議会において、これら観光関連三セクの整理統合検討委員会の設置と、経営分析に係る予算、これが計上されていると思います。

まずお伺いしたいのですが、この検討委員会、開催はなされているのかと、そしてこの経営分析を受けて、町の方針は決定をされているのか、確認をしたいと思います。

議 長 （高木まちづくり戦略課長を指名）

高木課長 大原議員の質疑にお答えいたします。

まず、三セクの経営管理統合検討委員会でございますが、令和6年度につきましては、開催をしております、その後、事業者はこのDMO並びに管理部門の統合というところの御説明を差し上げたところですが、これについて、まず管理部門の統合については、なかなか御理解をいただけてないというところで、もう少し丁寧に時間をかけてというところが、今現状、行き当たっているところでございます。

大原議員御指摘のとおり、このDMOの設立というものと、経営管理統合というものは、少しスパンが、時間的なスケジュールが違うというふうに思っておりますので、その点もう一度整理をし直すということと、比較的経営管理統合につきましては、昨今の人手不足ですとか、収支の改善等々、差し迫った課題もございますので、これについては、丁寧な説明をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議 長 （大原貴明議員を指名）

大原議員 同じく、さんさんから出ている総括事項の中に、従業員の給与は低水準であるというふうに、会社自身が認めておる文言がございます。

経済改善を行うことによって利益を増やして、当然、さんさんの設立目的は地域の雇用を増やす、若い人の雇用を増やして給与を上げるというような、そこも設立目的じゃなかったかと思うんですけれども、そこは非常に重要なことだと思います。

これは当然、ほかの二つの三セクについても同様だと思うんですけれども、今後も、この三セク3社が地域の雇用を支える上で、果たして今までのように、単独で存続しているのかどうか、ここの議論は、何年も前の議会から、様々な議員さんからも意見が出ていると思います。早くそこをしっかりと考えて、三セク3社がこのまま地域単独でやっていけるのか、先ほど、経営状況報告みかわ、産業開発公社ございましたけれども、ここはしっかりと、早く議論を進めていかないと、本当に手後れになる時期が来るんじゃないかと思うんですけれども、その辺り、町の総合的な方針、最後にお伺いしたいと思います。

議 長 （高木まちづくり戦略課長を指名）

高木課長 大原議員の質疑にお答えいたします。

おっしゃるとおり、給与水準、三セク、決して高い状況にないということで、これは地域の若い方の就労の場、今、大原議員申されましたけれども、そういったものの受皿にも、なかなか得ていないということは、大きな課題ということで、これについては役員等々も、経営状況報告の中で協議に上がっております。

そういった、進まないというような状況の中ではありますけれども、やはりまず一つは給与水準、それとあと労働環境、もろもろあると思いますけれども、こうした中で、今後の取締役会でも協議事項で重要なテーマというふうに考えておりますので、これにつきましては、本当に雇用の場、若い人がここに残り

たい、また帰ってきたいというように思えるような職場の一つというふうになり得るように、三セクと町と一緒にあって検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

議 長 そのほか、質疑。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 2点お聞きをしたいと思います。

将来に向けた会社経営という観点から、本町最大の4億円近い売上高を誇る会社の営業利益は赤字というのは、経営上において、何らかの不安要素があると考えます。

この要因をお聞きしたいと思います。

この資材高とか、光熱水費、こういった経営のコストの上昇というのは、どこも同じでございます。同じ道の駅みかわの決算資料を見ると、良好な数字が、ここでは並んでいます。

この二つの道の駅の経営の在り方の差は、どこにあるのかお聞きしたいと思います。

2点目ですけれども、外国人労働者の関係ですと、この道の駅でも、いまやさんさんのパン工房では、ベトナムからの外国人技能実習生を3名、受け入れているとお聞きしております。

今後、道の駅も含めて、町内の事業所における人手不足の解消に向けた外国人技能実習生を含めた外国人材を積極的に活用していきたいという意向はあるのでしょうか。

また、新規学卒者、若者雇用の促進、そして合わせた年配の方の雇用も含めながら、今後の雇用の取組について、お考えをお聞きしたいと思います。

議 長 (高木まちづくり戦略課長を指名)

高木課長

岡部議員の質疑にお答えいたします。

まず1点、さんさんの経営状況ということでございます。株式会社みかわと比較してということでございますが、御指摘のとおり、売上げはさんさんのほうが多いわけでございますが、営業利益ということが、今回、赤字ということでございまして、これ収益構造上、改善の余地があるというふうに考えております。

資材高云々というのは、当然どの施設も共通ということでございますが、中でも、総売上げに対する人件費ですとか、レストラン部門、パン工場の部門の原材料率の高さというのは、少し改善の余地があるのかなというふうに考えております。

どちらにいたしましても、こういった両道の駅の比較ということでございますと、先ほども申し上げましたとおり、商品企画ですとか、新たな催事の展開力といったものに、少し差が出ているのかなというふうに分析をしております。

当然、さんさんのほうでも、夏場の納涼祭りですとか、いろいろ企画はしていただいておりますが、そういったところで、もう少し町のほうも積極的に支援ができるのではないかとというふうに考えております。

もう1点、外国人材の件でございます。これにつきましては、両施設だけではなく、町内各事業所において、人手不足というのが本当に深刻な問題というふうになっております。

道の駅さんさんにつきましては、先ほど議員から御指摘いただいたとおり、ベトナムの、外国の技能実習生を受け入れておるということで、非常に勤勉で、生産性の高い仕事をしていただいているというような報告もいただいております。

多くの外国人労働者の方は、給与水準ですとか、雇用条件がどうしても都市部のほうが条件がいいということで、都市部に集まりがちだというような実態もございますが、担当課としましては、外国人材、一定の経費は当然かかりますけれども、有効な手段だというふうに考えておりますので、事業所などから要望があれば、また適宜、対応していきたいというふうに考えております。

最後、若者の雇用ということです。先ほど大原議員との質疑とも重複する部分ございますが、貴重な雇用の場、特に三セクに求められているのは、そうい

った部分もあるということでございますので、これはまた、取締役会とか、三セク等の役員の会の中でも、給与水準、雇用条件当たりを整えないと、なかなか若い方、帰ってこようということにならないと思いますので、これを大きなテーマとして、今後も引き続き、検討をしたい、検討というか前向きに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長 そのほか、質疑はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑を終わります。

以上で、報告第14号「株式会社さんさん久万高原の経営状況報告書について」を終わります。

議長 日程第30、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。

お諮りします。

議会運営委員長から、久万高原町議会会議規則第75条の規定により、別紙のとおり本会議の会期日程等議会運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出がありましたので了承したいと思います。御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」は承認することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

(午後3時10分)

(休憩)

議 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (午後 3 時 2 1 分)
議 長	本定例会の付託議案については、各委員会は会期中に審査し、9 月 1 9 日の本会議で委員長報告をお願いします。 お諮りします。 本日の会議はこれにて散会したいと思います。御異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、本日の会議はこれにて散会することに決定しました。 本日は、これで散会いたします。 (午後 3 時 2 1 分) なお、明日 9 月 1 0 日は、午前 9 時 3 0 分から総務文教厚生常任委員会、終了後に産業建設常任委員会を、町民館 2 階議員控室で開催し、付託議案の審査をお願いします。 また、9 月 1 9 日は、午前 9 時半より開会いたします。
事 務 局	(終 礼)

会議の経過を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署名議員

署名議員